

第四百四十五回
国会

参議院經濟・産業委員会會議録第二号

平成十一年三月九日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

三月八日

辞任

三月九日

辞任

今泉

昭君

理事

出席者は左のとおり。

委員

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

政府委員

経済企画庁調整局長

経済企画庁国民生活局長

経済企画庁総合計画局長

経済企画庁調査局長

通商産業大臣官房商務流通審議官

通商産業省貿易局長

通商産業省産業政策局長

通商産業省環境立地局長

通商産業省基礎産業局長

通商産業省機械情報産業局長

通商産業省生活産業局長

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁石油部長

資源エネルギー庁石炭・新エネルギー部長

特許庁長官

中小企業庁長官

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

(経済企画庁長官)

水野 誠一君

与謝野 肇君

堺屋 太一君

河出 英治君

金子 孝文君

中名生 隆君

新保 生二君

岩田 満泰君

佐野 忠克君

江崎 格君

太田信一郎君

河野 博文君

広瀬 勝貞君

近藤 隆彦君

稲川 泰弘君

今井 康夫君

北畑 隆生君

伊佐山建志君

錫田 勝彦君

常任委員会専門員
塩入 武三君

本日の会議に付した案件

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査(ものづくり基盤技術振興基本法案に関する件)

(通商産業行政の基本施策に関する件)

(経済計画等の基本施策に関する件)

○委員長(須藤良太郎君) ただいまから経済・産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、長谷川清君が委員を辞任され、その補欠として今泉昭君が選任されました。

○委員長(須藤良太郎君) 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を議題といたします。

今泉昭君から委員長の手元にもものづくり基盤技術振興基本法案の草案が提出されております。

内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、まず提案者から草案の趣旨について説明を聴取いたします。今泉昭君。

○今泉昭君 ただいま議題となりましたものづくり基盤技術振興基本法案の草案につきまして、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

ものづくりという言葉で象徴される製造基盤技術及びその担い手である労働者は、国の存立基盤にかかわる重要な経済的・社会的役割を果たしておりますが、近時、経済の多様かつ構造的な変化による影響を受け、製造業の衰退が懸念されるとともに、ものづくり基盤技術の継承が困難になりつつあります。

我が国経済が、国の基幹的な産業である製造業の発展を通じて今後とも健全に発展していくためには、ものづくり基盤技術に関する能力を尊重する

る社会的機運を醸成しつつ、ものづくり基盤技術の積極的な振興を図ることが不可欠であります。

こうした理由から、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本法律案を提案することとした次第でございます。

次に、本法律案の内容を御説明申し上げます。

本法律案は、第一に、前文で、ものづくり基盤技術が国民経済において今後とも重要な役割を果たしていく旨を宣言するとともに、ものづくり基盤技術に関する能力を尊重する社会的機運の醸成、ものづくり基盤技術の積極的な振興等を法律運用の基本理念として示しております。

第二に、ものづくり基盤技術とは、工業製品の設計、製造または修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものとしております。

また、ものづくり基盤技術振興のため、ものづくり事業者、ものづくり労働者等に対し、研究開発の振興、産業集積の促進、雇用の確保等必要な施策を講ずることとしております。

第三に、政府は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的推進を図るため、ものづくり基盤技術基本計画を策定しなければならぬこととしております。

以上が本法律案の草案の趣旨及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(須藤良太郎君) 本草案に対し、質疑、御意見等がございましたら御発言願います。

○山下芳生君 日本共産党の山下でございます。

我が党は、ものづくり基盤技術の衰退の懸念、継承の困難を生み出している最大要因である大企業的身勝手な行動を民主的に規制し、地域経済への貢献、雇用の確保、あるいは公正な取引など社

会的責任を果たさることが必要であると考えております。法案にはそうした観点は入っております。しかしながら、法案の趣旨であるものづくり基盤技術振興、これは極めて重要であり、その実効性を確保する立場から幾つか質問をさせていただきます。

第一に、ものづくり基盤技術の多くは中小企業者、中でも従業員二十人以下の小規模企業者に支えられております。例えば、金属製品、一般機械器具、電気機械器具、輸送機械器具、精密機械器具など主な五業種で見ますと、小規模事業所数は全事業所の八二％を占めております。この法案では、小規模企業者も中小企業者であるものづくり事業者に含まれ、支援の対象になると理解してよろしいでしょうか。

それからまた、私は、人間の五感による経験、体験を通じて会得した技術的能力である技能の継承がとりわけ重要だと考えます。旋盤加工技術の技能者の方の話をお聞きしますと、旋盤で削るというよりもなめるという表現をされる、そういう技能が法案で言う技術には含まれていると解釈してよろしいでしょうか。

この二点についてまずお伺いしたいと思っております。

○今泉昭君 我が国のいわゆるものづくり産業を支えるところのものづくり基盤技術の多くが中小企業、中でも今先生御指摘の従業員二十名以下の小規模企業に存在しているのは全くそのとおりだというふうに私は理解をしております。特に中小企業におきましては、幾つかの、複数の基盤技術を擁する経営者並びにそこに働く労働者がその技術をさらに向上させているということもまた実態ではないかと思ひますし、特にこれらの方々には、恵まれない労働環境の中で、いわば光が当たらないようなところでたゆみない努力を果はして下さっているわけでございます。これらの方々々が戦後の我が国の製造業を今日まで発展させてきた大変大きな要因であったらうというふうな私どもは理解をしております。

そこで、本法の技術の対象となるものづくり事業者は、起業者といまして規模の大小を全く問うておりません。本法の目的そのものがものづくり基盤技術の振興でありまして、企業の規模にかかわらず問題だからというふうな理解をしております。ただし、御指摘のように、ものづくり事業者の大部分が中小企業によって占められていることにかんがみて、我々としては、第十五条で上乗せに中小企業のみを対象とする施策を講ずることが必要であるというふうにしていくわけでございます。このような本法の趣旨から、御質問の小規模企業者は中小企業者でもものづくり事業者に当然含まれるとともに、支援の対象になるものというふうな考え方でございまして、

それから、次に御質問いただきました技能の問題でございますけれども、いわゆる経験、体験を通じて会得したところの技能の継承を重視すべきということとは当然だというふうに私も考えております。ともすれば、みずからの体と手を駆使いたしましてものづくり出す能力、すなわち技能が一般的に一段低く見られていくという風潮が我が国に存在しているわけでございます。これはものづくり教育というものが大変手薄な現在の学校教育の影響を多分に受けているのではないだろうかというふうな考え方をしております。

したがって、この法案で言うところの技術というものは、技術が経験により身体化した能力、すなわち技能も当然含まれておりますし、技能労働者の社会的評価の向上を最も重要視していることをつけ加えていただきたいと思いますというふうな思っております。

○山下芳生君 次に、法案のもののづくり基盤技術と同様の定義をしております現行法の特定産業集積活性化法は、基盤技術産業として現在二百四十九業種を指定しております。しかし、製造業におけるそのシェアは事業所数で四七％、従業員数で五〇％、製造品出荷額でも四六％とほぼ半数を占めるにすぎません。指定業種の中に食品、飲料、飼料、製糸業、網、衣服等、木材・木

製品、家具・装備品、紙・紙加工品などが含まれておりません。

法案は基本法でありますので、私は、中小企業のものづくりを全体として守り継承していこうという観点が必要であると考えます。したがって、政令で定める基盤技術産業の範囲を広くとるようにはすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○今泉昭君 本法案によるところの対象となつてくるものづくり基盤技術というものは、ものづくり基盤技術を主として利用して行う事業が属する業種でございまして、製造業等に属するものの中から政令で定めるものと実はしているわけでございます。この定義の仕組みというのは、御指摘いただきましたように、特定産業集積活性化法の基盤技術産業の定義の仕方には実は倣って組み立てたものでございます。

しかしながら、同法律の定義が「海外の地域における工業化の進展による影響を受けている業種と関連性が高いものに限る」というふうな限定をつけているのに対して、実はこの法案ではそのような限定を設けておりません。本法案は、産業空洞化の対応策としてのものではなくして、ものづくり基盤技術自体の振興を目的とするものでありまして、今御指摘いただいたように、ものづくり基盤技術に関する産業はなるべく広く施策の対象としてその振興を図ることが適当であると実は考えたからでございます。

御指摘いただきましたこの法文に載っていない産業、具体的に述べられました家具であるとか紙であるとかの製造業でございまして、実は汎用性を有して製造業の発展を支えるものづくり基盤を主として利用して行う事業が属する産業であれば、ものづくり基盤産業として指定することができると私どもは考えているところでございします。

本法は、ものづくり基盤技術振興のため政府に基本計画の策定を義務づけております。基本計画の策定によりまして、政府において、ものづくり基盤再構築のため総合的、計画的に施策を推進す

る体制が確立されるものと期待しているわけでございます。この基本法制定が、我が国のあらゆる産業の基礎であるものづくり産業の基盤再構築の出発点となることを強く期待しているところでございます。

○山下芳生君 最後に政府にお伺いします。

こういう法案の議論が今されているわけですが、政府のもののづくり基盤技術に関する現状の認識と、その振興への決意について伺いたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 通産省としては、今後我が国経済の発展のために、ものづくりを支える基盤技術の振興は極めて重要であると認識をしております。これまでもそのためにさまざまな施策を講じてきているところでございます。

具体的には、一昨年六月に施行されました特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に基づき、全国で二十五地域の基盤技術産業集積の活性化計画を承認し、基盤技術の高度化を積極的に図ろうとする事業者の支援、地域振興整備公団による賃貸型事業場の整備等を進めているところでございます。

これらに加えまして、労働省の地域雇用開発等促進法に基づく高度技能活用雇用安定地域での人材確保政策との連携など、各省庁との政策連携により、ものづくりの基盤を強化するための支援を講じているところでございます。

さらに、経済構造の変革と創造のための行動計画を踏まえ、技術者の高齢化や若者の製造業離れに対処して、ものづくりを支える優秀な技術者、技能者の確保育成を図るため、地域の産業界等で構成するものづくり協議会による体験教室等に対する支援等の施策を推進しております。

通産省としては、ものづくり基盤技術振興基本法案が成立すれば、その趣旨にのっとり、基盤技術の高度化や優秀な技術者、技能者の確保育成に向けて各省とも連携をしつつ、これらのものづくり施策の充実に努めてまいります。

○山下芳生君 終わります。

○委員長(須藤良太郎君) 他に御発言もないよう
ですから、本草案をものづくり基盤技術振興基本
法案として本委員会から提出することに御異議ご
ざいませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（須藤良太郎君） 御異議ないと認めます。
よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（須藤良太郎君）御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

○委員長(須藤良太郎君) 次に、通商産業行政の
基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に

関する件等について質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○前川忠夫君 民主党・新緑風会の前川でございます。

質問に入ります前に、お礼といいますか、感想を一言だけ述べさせていただきます。

今、委員会としての御承認をいただきましたものづくり基盤技術振興基本法案、私も三十数年前にメーカーの職場で機械を使っていた立場から考えますと、こういう法律が必要な世の中になるといふことは実は想像もませんでした。本来であれば、それぞれの企業の中で努力をしなければいけないんでしようが、世の中の移り変わりの中で、やはり国としてこういうものをしっかり守っていくということの必要性について各党派の皆さん方あるいは各官庁の皆さん方の御協力もいただきながらこの法案ができましたこと、同じ党派からということではなくて、この問題について同じ閣僚の皆さん方、心を持つ一議員として心から各関係の皆さん方に最初にお礼を申し上げたいと思います。

なお、通産省の方にもお願いをしておきたいと思いますが、この基本法はかなりの広範囲にわたる官庁の皆さん方がかわることに多分なるんだ

ろうと思います。ぜひそれぞれの官庁間の、お役所の間の縄張りといったものの弊害がないような形でこれに基づきさまざまな施策がとられることを私の方からも最初にお願いをし、最初に発言をさせていただきます。

それでは、きょうは与謝野通産大臣あるいは堀屋経済企画庁長官がお見えですから、これまで予算委員会の中の議論やあるいは先般大臣あるいは長官の方から御発言がございました内容について、最初に景気の現状やこれからの景気にかかわる問題について、大変関心が強いものですから、多少繰り返しになる点があるかもしれませんが、ひとつ質問をさせていただきたいと思ひます。

既に、これまでたびたび議論になりましたが、昨年の特に三、四月ごろから景気の悪化が深刻だ、ということでもさまざまな手が打たれました。いわゆる緊急経済対策として、昨年、つまり九八年度だけでもたしか四十兆近いお金が経済対策としてつぎ込まれたと思いますが、今現在その効果はどういう形であらわれつつあるのか。最近の経済企画庁のさまざまな経済指標を見ますと、従来とは異なる若干違った表現に、これは作文だけでは実は困るのでありますが、変わってきているように見受けていますけれども、その辺についての経済企画庁長官の御見解をまずお聞きたい。

あわせて、現在の景気判断の中で、経済企画庁として重視をしておられる指標の一番大事な点といたしますかポイントをどの辺に長官は置いておられるのか。といいますのも、実は金融機関の公的資金投入にかかわるニュースが非常に大きくけさの新聞でも報道されておりました。金融の問題が解決をすればまさに反転をするというふうに考えていいのか。あるいは、よく言われますように、消費がまだら模様であるというものの、やや底がたさが出てきたという見方も一部にはあります。消費にこれからの大きな期待がかけられるのかどうか。企業の設備投資やあるいは最近の為替の傾向等々さまざまな要因があると思いますが、長官としてはどの辺が一番大きな材料になるとお

考えか、また、最近の景気の先行指数あるいは一致指数を見ておきますと、大変幅が、振れが大きいです。これは一体何が原因というふうにお考えになっているのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

それから、これは予算委員会での議論になったことでもあります。この場で議論をしてお答えをしていただくという性質のものではないかもしれませんが、予算編成段階での経済企画庁の〇・五％と通産省の〇・五％の経済成長論議。確かにマククロの段階で見た場合に、〇・五という数字は、大臣おっしゃるようにまさに誤差の範囲だといふ言ひ方も私はあながち否定をするわけではないんですけれども、少なくともGDPの全体の枠から考えますと〇・五という数字は大変大きな数字になつてくるんです。

それから、マクロで見た場合に、これは私の経験でありませうけれども、あるタクシー会社の方とお話をしておりましたら、前川さん、パブルのころに銀座でタクシーを拾おうと思つても、めつたに銀座なんか行きませんけれども、ほとんど空車はなかつたでしょうとお話がありました。そうですね。最近はどうですかと言うから、まさうに明かりのついた車ばかりですね。タクシーの場合には実車率と言うんだそうですが、実車率の違いはどのくらいだと思いますか。パブルのころでさえもせいぜい五二・三％。今がどのくらいですかと、せいぜい四七・八％、わずかに五ポインツの差でしかないんです。見た目ではもつともつと空車の率が多いのか、実車率もつと低いのかと思ひました。あるいはパブルのころはもつと一〇〇に近いのかと思ひましたら、こういう数字と云うのは全国平均で出てくるんです。

ですから、僕は、GDPの場合でも〇・五という数字は、日本の経済の実勢からいきますと、せいぜい高くても今の段階で考えれば二・三％が限度でしょう。それから昨年の経済成長を見ても、マイナスといつてもせいぜい一から二。このわずかの幅の中の〇・五というのは非常に大きいんで

す。しかも、影響が大きいだけに、この数字の扱いについてはこれからもぜひ慎重を期していただきたいということを私の感想として申し上げておきますので、もし御所見がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○国務大臣(堀屋太一君) いろいろ広範なお尋ねがございました。

まず最初に、景気対策四十兆円という話がございますが、昨年の四十兆円というのは、まず四月に決定いたしましたして六月に国会を通していただきました第二次補正予算、これが事業費として十六兆円、それから十一月に決定いたしましたして十二月に通していただきました第三次補正予算、これが二十四兆円、総事業規模及び減税を加えて二十四兆円ということになっておりますので、その合計金額を委員は指しておられるのかと思います。

これがどの程度の効果を上げたかでございますが、まず最初の第一次補正の十六兆円でございますけれども、これが地方議会等の関係でございますけれども、これが地方議会等の関係でございます。して本当に実効を上げてきたのは九月以降、十月に入ってからでございます。この間、参議院選挙で内閣がかわつたりいたしましてかなり空白がございます。この間に景気のかなり落ち込みがございました。この間に景気のかなり落ち込みがございました。あつたのでございますけれども、秋になりました。各地方議会の承認を得て実行されるようになります。かなりの下支え効果があらわれてまいりました。数字で申しますと、この間に特に社会資本、政府の固定資本形成というのが、公共工事出来高という数字で見えていただきますと十一月で前期に比べて七・五％ほどふえておりまして、これが景気の下支え効果をなしたと言えると思ひます。

次に、十一月に決定いたしました十二月に国会で御承認いただきました第三次補正予算でございますけれども、これは一部の府県では一月、大部分のところでは二月の地方議会にかかっておりまして、今これから発注されるというような段階になるのではないかと思います。こういふことが景気の下支えになりまして、秋になりますとや

や下降の傾向がとどまってきた。十二月になりま
すと、一部には変化の胎動も生まれてきたという
ような効果がありました。そういう意味では、
全くむだではなくて、予期したとおりの効果を上
げたと言えると思います。

次に、現在の景気判断の中で何を重視するのかというお話がございました。

これはなかなか難しい問題でございます。これを重視するかというのは一概に申せないところがございます。経済は生き物でございますから、そのときそのときによつて重要な指標も変わってくるわけでございますが、概して申し上げれば、一方においては生産、出荷の数字、他方におきましてはやはり一番大きな需要でございます消費の数字、この二つが重要だと思つてございますけれども、統計上これが出てくるのは少しおくれます。統計が出てきてからそれに対応して何らかの政策をとるとなりますと、政策実行までにまた時間がかかり、そしてそれが効果をあらわすまでにまた時間がかかる。だから、統計を見て動いていたのでは遅いということがよく言われるわけです。

今の補正予算でも、昨年、橋本内閣のころですが、大変景気悪化ということを感じて補正予算を組まれたのがもうぎりぎり、本予算が上がつてすぐ組まれて、四月でございましたが、国会で通つて六月で、実行されるのが九月、十月ということになるわけですから、非常にずれが出ます。

したがいまして、我々といしましては、統計数字だけに頼らずに、ヒアリング、業界のヒアリング、地域のヒアリング、それから今委員御指摘になりましたようなタクシーであるとカトラックの荷物の運送量でありますとかあるいは百貨店やスーパーマーケットのような比較的早くとれるような数値なども入れまして、これらを勘案して景気判断を考えます。

また、金融というのも非常に重要でございますし、金融の貸し付けもございますし、マネーサプライの量、これも比較的早く出ます。それから、

株式市況とか金利の動向なども重要な指標でござります。

そういうものを総合して、最後に判断するのは何かというと、まあこう申し上げると批判がございますけれども、結局、勘だということにならざるを得ないのでございまして、いろんな指標を讀んで、最終的に人間の判断が行われるというような形になっております。

三番目に、DIについて、先行指数、一致指数という判断について、これは非常にぶれるというお話がございました。

これまた事実でございますが、このぶれる理由はいろいろございますけれども、早く言いますと、この指標でとっておりますのが十ないし十一ぐらいの数をとっております。それで、できるだけ早く出すためにそのうちの八つぐらいがわかった段階で発表しておるんです。そういったしますと、一つか二つ変わることによつてプラスが五割になったり四割になったりするというようなずれがございます。そういう景気判断で非常にマイナスになったりプラスになったりすることが多いという御批判がございますが、これも先ほど申しましたように、いろんな指標の一つとしては有効なものだと思つております。

ちなみに申し上げますと、先行指数として割合と先に出てくる、これから三カ月ぐらいの後の経済実態を反映していると思われるような項目、これが十一でしたか、あるのでございますけれども、それで見ますと、九月が六三、十月が四〇、十一月が六〇、十二月が五〇、一月が四三というような変動が出てまいります。一月はまだ部分しか出ておりませんから、これはまた逆転する可能性があります。

一致指数というのは、現在の景気状況を経営者が受けたとめた感じのものを比較的出すんですが、それを見ますと、九月が六三、十月が五五、十一月が三五、十二月は何と一〇でございまして、ほとんどの人が悪いと言ったと。数字が少ない方が悪いんです。それで、一月になりますと急に六三

になるといふような動きを示しております。これだけでは何とも申せませんけれども、その背景をいろいろと調べまして、私どもの方ではできるだけ修正をしてぶれのないような数字を出させていただいております。

そういうような統計上の限界というものがいろんな面にあらわれているということでございます。

次に、〇・五%か一%かという御質問がございました。

これは、私ども経済企画庁が〇・五％と言ったのに対して、通産省の方が一％ぐらいは大丈夫だと、こういうお話でございましたが、これは非常に見通しとしては微妙な範囲に入っております。したがって、誤差というのは言葉としては正しくないでしょうけれども、感じとしては、ちょっとこの見方を変えるとその範囲ぐらいの違いが出てくることは事実です。マクロ経済というのは、特に海外要因など一定の条件を全部当てはめます。

例えば、現在の〇・五％という見通しを出したときは、為替は一ドルが百十九円二十五銭でしたか、調査の前の月の平均値くらい出すわけですが、これはそう決めておかないと、また人間が判断するとそこで恣意的になるというのでそう決めておるわけですが、今はたまたまそれに近い数字になつておりますが、実際の為替は変動する、それだけによつてもかなり変わるわけでございます。

そういう性格を持った見通しでございますので、必ずしもコンマ以下の数字で正確に出すことは困難でございますが、私どもといたしましては、小渕内閣の公約といえますか、公にしておりますもので、しっかりとしたプラスというのが一番基本でございます。〇・五%でもこれははつきりプラスの数字の経済状態にしたい、二年連続のマイナスをプラス成長にしたい、こういうことでございます。

だから、委員御指摘のように、部分によつては、それによつて、ある業界、ある地域をとりますと

相当差が出るかもしれませんが、私どもとしてはマクロとしてはしっかりとした、はつきりとしたプラスという意味でおとりいただければ幸いかと存じております。

○国務大臣(与謝野馨君) ○・五と一%の違いという事でございますが、経済予測というのはいくつすべての人々の意思決定と行動の総合として経済現象というものは成り立っているわけでございます。また、諸外国の動向も一つの要素でございます。

戦後発達しました経済学の中で、計量モデルを使つて経済の予測をしようという手法が各国でとられました。我が国でもそのような試みが行われ、通産省は通産省の経済モデルを持って将来の予測に当たつております。したがひまして、経済のモデル自体がいろいろな研究所等が使つてゐるモデルと完全に一致しているかといへばそういうことはなくて、それぞれの若干違ふモデルを使つてゐるということがございます。そこでまず一つの違いが発生いたします。

それと同時に、モデル計算を行いますときにいろいろなパラメーターをそのモデルの中に入れます。これは非常に客観的なパラメーターもありますが、将来の予測にかかわるようないろいろな数字も入れなければならぬ。例えば、今、堺屋さんが触れられました円レートということは将来にわたる話でございますから、その段階では一つの予想が入ってきてしまうわけでございます。そういうことでモデル計算をいたしますので、その結果は、ある種的前提と幅を持った結果しか出てこないということになります。

パラメーター自体がいろいろな変数であるわけですので、そういうものを総合してやりますが、堺屋さんは勘とおっしゃいましたが、勘よりはもう少し科学的なものでしょうと私は思っております。すぐれた勘を持った方が予測されますのは結構だと思えますけれども、我々普通の者は計量モデルを頼りに経済予測をしているわけでございます。これは、例えば選挙の世論調査でもプラス、

マイナス何議席という誤差の範囲が表示されてお
りますように、こういうモデル計算をいたします
とどうしてもいろいろな考え方によって上下の差
は出てまいります。

しかし、今回経済企画庁というお話をした
中で、やはり小淵内閣が経済再生内閣であると宣
言した以上、断固プラスの方向に経済成長率が動
くんたという意思表示をする、そういう考え方が
基礎にございます。また、それはほつておいてそ
うなるということではなくて、やはりプラスの方
向に経済を動かすという意思と施策が必要なわけ
でございます。

そういう意味で、堺屋さんは〇・五と言ひ、我々
は一と申し上げましたが、しよせんそれはいろいろ
るな考え方の違い、またモデルの違い、パラメー
ターの投入の違いから出てくる誤差というのが正
確な言葉でございます。そういう中ではいろいろ
議論をいたしましたが、〇・五と一というのは厳
密な数学的な意味では誤差の範囲だろうと。

ただ、前川先生おっしゃるように、それは全体
のGDPの中の二兆円を超える部分だということふ
うな御指摘は当然私にはわかるわけでございま
して、私ももととしては、プラスの方向に経済を持
ていく、そういう強い意思表示をしたかったとい
うことが前提にあつたということをぜひ御理解い
ただきたいと思っております。

○前川忠夫君 私の質問の内容が幅が広がったせ
いでお答えの時間が十五分ぐらいいりまして、私
の持ち時間は五十七分でありまして、後の質問
は私の方も短くしますので、ごく簡潔にお願いを
したいと思ひます。

実は今の話は、内閣の姿勢、あるいは政治的な
判断という差し支えがあるかもしれないませんが、
プラスにするという意味でそういう判断をされる
ということは僕は否定をしていないんです。政治
というものは場合によつてはそういうものですか
ら。

ただ、問題なのは、内閣といひますか、同じ内
閣の中の通産省と経済企画庁が違った数字のとり

方でやっているんじゃないかという疑念を生むわ
けです。政治的な判断がそこに入っているんだと
いうのであれば、これは例えば通産省は通産省の
役割がある、経済企画庁は経済企画庁の役割があ
るといふのであれば、それはそれでいいです。し
それから小淵内閣としてはこうなんだという決意
を表明される。結果については、当然そのことに
対する責任というところになります。ありますが、あ
りますよというところを私も申し上げておいてわけ
です。それから、それはそれで私は結構だと思ひます。

ただ、一つの内閣の中でそういう違いが出る、
あるいは官庁の間に出るというものは、事が
大事な問題だけに、これからはひとつ精査をして
いただきたいというふうにお願ひをしておきたい
と思ひます。

それから、公共投資の話が先ほど長官の方から
も出ましたが、私は公共事業というのを悪だとい
うふうには決めつけるつもりはありません。ただ、
昨日も本会議の中でも議論がありましたように、
地方財政の今の逼迫の状況から考えますと、地方
自治体における公共事業にかかわるお金の使い方
というのはますます厳しくなってくる。政府が景
気対策だからといって幾ら金をつぎ込んで、一
〇〇％の事業ばかりであればいいんですけれども、
も、そうではない。それから、ある地方へ行きた
したら、もうほとんどインフラの整備は終わって
いるよ、だけれどもここで切るわけにはいかない
と。それはなぜかといひましたら、地域に産業が
なくなつてしまつた、したがって地域の雇用対策
としてこれは切れないという話をよく聞くん
です。

そういう意味で、昔の公共事業と現在における
公共事業というのとはさまざまな変化があります。
ところが、公共事業にかかわる予算の割り振り
というのはほとんど同じなんです。多少ずつ違いは
出てきていますが、配分の割合というのとはそう大
きな変化はほとんどないんです。

これは我々も前から申し上げてきたことなん
ですが、大胆な見直しをしていかないと、本来の

公共事業の効果というのはますます下がっていつ
てしまうんじゃないかという感じを私も持
っているんですが、長官の御見解があればお聞きを
したいと思ひます。

○国務大臣(堺屋太一君) 地方財政との関係でこ
ざいますけれども、先ほど第三次補正予算で二月
が多いと言ひましたが、議会では十二月に通過し
ていただいたのが多いのでございますけれども、特
にこの次の十一年度予算になりますと単独事業等
が減つていくというところは事実でございます。私
たちの〇・五％というふうな、これは小淵内閣全
体として政府見直しをそうさせていたしたので
ございますけれども、これには地方財政の逼迫、
それに対する地方交付税率の引き上げ等のことも
勘案した上のことでございます。

ずっと同じことをやっておるから効果がない
ではないかと御指摘がございましたけれども、この
たびの公共事業の選定には、即効性、波及性、未
来性という三つの条件を当てはめて選択をさせて
いただきました。その中でどういふのが旧来型か
というのとは一概に言えないと思うのでございま
すけれども、現に進行している即効性のあるもの
やはり取り上げておりますし、それからそれがで
きれば民間投資を呼ぶというふうな波及性のある
もの、そして新しく未来性のものをかなり取り上
げております。空間倍増戦略プランあるいは産業
再生プラン、さらには二十一世紀先導プロジェクト、
四つのプロジェクト等も取り上げておりまし
て、そういう転換も考えております。

各省別だけで見ていただくとそう違いがない
んじゃないかと思はれるかもしれませんが、内容的
にはかなりそういう先端的なものも加えて進めよ
うと考えている次第でございます。

○前川忠夫君 公共事業の問題は、私たちは、今
の国が三分の二から一対一にして、将来的には少
し地方の判断でできる、地方に財源を移したらど
うですかという提起をしております。政府の方も全
く頭からこれは否定をしておられるわけではなく
て、将来的にはそういう姿も当然考えられるんだ

と思ひます。地域において自主的にできる事業と
いうものをもう少し拡大する方向でぜひ御努力を
いただきたいと思います。

そこで、景気のもう一つの柱、消費の問題なん
ですが、先ほど長官も関心を持っておられるとい
うふうにお話がございましたが、今度の予算の中
のいわゆる減税の問題。

私は、民主党の案、もう既に申し上げてございま
すから、これとの比較で申し上げても、一番厳しい
生活を強いられている層といひますか中堅層が、
今度の政府の減税案ではむしろ特別減税との比較
では結果的に増税になるといふ指摘を実はさせて
いただいております。

これは、本会議や予算委員会の総理の答弁の中
でも、特別減税と恒久減税と比較されると困るん
だというお話をよくされます。私は、なぜことし
減税をやるんですかというふうに逆に聞きたくな
るわけです。こういう厳しい経済環境を何とか打
破したい、再生したいという願ひを込めた減税で
あれば、特別減税と恒久減税との比較をすること
も当然必要です。緊急対策としてはそういう性
格を持った減税にしなればならないという立場
からも、私は今度の政府の減税案というのはいさ
しい外れな減税案じゃないかという気がしてなら
ないんです。

実は、ちまたの声を聞きますと、例えば減税と
いう形で今まで取られていたものが少なくなつた
とします。懐にふえたとしても、将来に対す
る不安は依然として解消されてない。年金の問
題や医療の問題、さまざまな場所での議論をされて
います。ほとんど先送りになっておるわけであ
るとすると、今あるお金は使えないじゃないかとい
う話があるんです。

ですから、景気対策というのにはセットで出すべ
きであつて、なおかつ一番肝心な政府がお金を使
わなきゃならない減税であるとするれば、最も効果
的なものを打つた減税をしなければならぬじゃない
かというふうには私は考えるんですが、この政府
の減税案の消費に対する影響というのをどのよう

に判断されておるか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(堺屋太一君) これは本会議、予算委員会でも議論されたところでございますが、まず昨年の特別減税、これは合計四兆円になりました。金額でいいますと、ことしの恒久的な減税と言われている所得課税と似たような数字、同じような数字になっているわけですが、昨年の特別減税は景気対策上慌ててやった。慌ててやったという言葉は語弊があるかもしれませんが、緊急非常にやりました。その結果、税率の計算その他に時間がないということで定額減税をやったんです。これはあくまでも緊急避難的なものでございまして、これと今回の減税案とを比較していただくといささか問題が混乱すると思ひます。

その結果、昨年は定額減税をやりましたので、子供二人の標準家庭で四百九十一万七千円まで無税になりました。この形がいかにも悪いかということでございますが、これでございますと、二百萬、三百万の年収の方も四百九十萬の方も同じく所得税は負担しない。これは縦の公平から見ても余りに差があるんじゃないか。諸外国で見ますと、イギリスなんかの数倍、アメリカの二倍くらいまで税金がかからない、この形は問題ではないか。したがって、この特別減税というのをちよつとおきまして、その前のあるべき一つの姿、平成九年度の姿と比較していかなる減税が日本にあつたのか。これを考えて、一番適当だろうと思はれる税制をとったのが平成十一年度の税体系、定率減税というものでございます。したがって、緊急非常にとりましましたものと比べると、三百七十萬から三百八十萬くらいになりますか、今回の教育減税その他引きますと三百八十萬になります。それが、それと四百九十一萬との間の方は去年は税金がかからなかったのかかるということになります。

しばしばここで議論になりますのは、それが景気対策上どうかという問題でございます。一般には所得の低い人々に減税をする、つまり所得の低い人々の可処分所得をふやすとそれが使われる、所得の高い人は貯金をする率が高い。したがって、低い人に減税した方が景気対策効果があるんじゃないか、こう言われるわけでございます。

日本も昔はそうございまして、一九八〇年ごろを見ると、所得の低い層の消費比率は非常に高く、所得の高い層へ行くほど低いという形があつたんですが、最近になりますと比較的所得の低い人々も貯金の率が高くなつてきている。特に限界消費性向と言われるものがございます。今一円消費に所得がふえたら、その一円のうちで幾ら消費に回すか、こういう数字を見ますと、所得の低い層が高いとは限りません。一九九〇年から九七年の間で見ますと、一番限界消費性向が高いのが所得の第四階位と言われる、二〇%ずつ分けて上から二番目の層だと。

なぜそうなのかということについてはいろいろ論争がございまして、この層がやはり年齢的に見ても家族の见到的に四十前後の中堅層で、お金のかかることが多いのであります。逆に、三百六十萬と四百九十萬の間の人というのは、年齢、家族構成層から見て割合と限界消費性向の低いところが多いんです。

だから、それだけで世の中が変わつたんだ、こういう説が天下の公式だというわけではありませぬけれども、そういうようなことも勘案して、今の提案させていたただいております税制の方がいいのではないかと、景気対策の上からもいいのではないかとというように考えております。

また、恒久的な減税だということは、来年もこういう程度の税制になる、税金になるということが予想できますから累積的な効果がございまして、一時的な特別減税よりも景気対策上の効果があるというの、これは一般に言われているところでございます。そういうところもあわせて御理解いただければ幸ひかと思ひます。

○前川忠夫君 残り時間がないので、今の議論もつとやりたいんですが、ちぐはぐなところがありまして、長官のおっしゃっていることは、今、地域

へ行きますと、いわゆる地域振興券、あれとの整合性もなくなるんです、今の話を突き詰めていきますと。これは、長官の地域振興券に対する評価も時々お聞きをしておりますのでこれ以上言いませんけれども、今の議論はつじつまが合わない部分というのがあると思うんです。特別減税というのは特別減税なりといわく因縁がずっとあつてやつてきたわけですから。

確かに、昨年の四兆円の議論はいろいろあるかもしれませんが。それから、恒久減税をなぜことしやるんだ、これだけ財政が厳しいときという議論もあるんです。だけれども、今までのやり方でできないから恒久減税としてやつたわけですか。恒久減税で将来にもあるべき税制というのだったばまだまだ問題がありますよ、この税制は。それは事実、政府の方もある部分ではお認めになつておられるわけですか。

ですから、この議論をやりますとちよつと時間が足りなくなりますから、きょうはこれ以上はやりませんが、かなり問題があるということだけは申し上げておきたいと思ひます。

そこで、もう一つ、景気の一番大きな柱は雇用の問題があると私は思ふんです。

つい先ごろ政府の方の緊急雇用対策本部が七十万人の雇用創出計画というのを発表しました。昨年十二月にこの委員会では労働省の方にお聞きをしたときには、その当時は百万人だったんです。年がかわつて三月月ばたちましたから、景気がよくなつて少し上がった、失業率がよくなつて少し落としたという話はわかるんですが、この辺の違ひがどういふことなのか。きょうは労働委員会もやつておられるので、労働省の方はお呼びをしないんですが、これは政府で出された数字ですから、できれば通産省の方から、今の雇用の状況についてどんな感じをお持ちになつておられるのか、数字の違ひ等も含めてお答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 確かに緊急経済対策に

おいては百万人規模の雇用の創出、安定を目指しておりますが、具体的には雇用創出効果を三十七万人以上とし、雇用安定効果を六十四万人程度とされているところでございます。

このうち雇用創出効果については、経済対策のGDP押し上げ効果に基づき、一定の前提を置いたマクロ的な試算を行ったものであり、期間については対策実施後一年間としております。

他方、産業構造転換・雇用対策本部における七十七万人との試算は、成長が期待される各分野の雇用創出規模を個別に算出したものでございまして、期間についてはおおむね一、二両年としておられるところでございます。

したがって、この二つは、算定の前提や期間などが異なつておるため単純に比較対照することができないものでございます。これらは政府の各般の施策が幅広く雇用の創出の効果を有していることを示したものと考えております。

○前川忠夫君 実は、この雇用の問題というのは、確かに政府がさまざまな手だてをしなければならぬ、創出計画あるいは新しい産業を興すとか。そういう側面があると同時に、最近のあれを見ていますと、政府みずから雇用問題を演出しているんじゃないかという感じがします。

一つは規制緩和の話です。それから、中央省庁を含めた行政改革、十年間で二五%削減ですか。もちろん首を切るとはおっしゃつていないんです、公務員の数を減らしますと。独立行政法人や何かに移すのはこの数に入れていないんでしようと思ひますけれども、いずれにしてもやつぱりリストラなんです。

それから、先ほどちよつと触れました銀行です。これは各行のあれを聞きまして、四年間で二万人ぐらい削減されるという話です。片方にはそういう話ばかりあるんです。それで、片方ではやしましよつという話です。減らしなさい、減らしますよと言つておられるのはどうもほとんどが政府なんです。

もちろん、規制緩和もやらなきゃならない、行

政改革も必要だ、あるいは公的資金を投入するた
めに銀行にもリストラを求めるというのはマクロ
としてはわかりません。だけれども、部分部分を見
てみますと何かちぐはぐな感じがしてならないん
です。

私は、今度の雇用問題というのはこれからも大
変大事な問題なものですから、改めてこの委員会
の中であるいはほかの委員会でも結構なんです
がやらせていただきたいと思う。きょうはこれ以上
この問題で時間をとるのはちよつと避けたいと思
います。

そこで、通産省の方に、これからの経済あるい
は産業の活性化にかかわる何点かお伺いをしたい
んです。余り時間がありませんので、事前通告し
た質問内容を少し飛ばさせていただきますと思ひ
ます。

実は、今度の国会の中に中小企業経営革新支援
法案というのが出ています。これは、新しい産業
の育成やあるいはベンチャー支援というのは確か
に大事だけれども、現在の中小企業をどうされる
んですかという点をこれまでたびたび私も御指
摘をさせていただきました。その点は今度の法案の中
ではそれなりの配慮をさせていただいたということ
や、それから中小企業総合事業団法案というよう
な形で、これまでの幾つかの仕組みを改組されて
集約化をされる、これもこれまでも指摘をしてき
たことですから、私はそれなりに評価をさせてい
ただきたいと思ひます。

そこで、一つだけお聞きをしたいと思うんです
が、なぜ今日日本がさまざまな手を打つてもなおか
つ、お金はあるんです、資金力というのは多分ま
だあると思うんです。それから優秀な労働力もあ
ります。技術もあります。なぜ行き詰まっている
んでしょうか。

大衆素朴なお聞きの仕方をしますけれども、こ
の後の質問との関連がありますので、一言でとい
うのはちよつと難しいかもしれませんが、長官の
感想で結構ですから、お聞かせいただきたいと思
います。

○国務大臣(堺屋太一君) いろんな問題が山積し
ておるわけでございましてけれども、一言で言いま
すと、やはりバブル時代にかんがりの投資を行いま
して生産・供給力が大きくなりました。それが現
在の需要を上回る供給力過剰という現象を起こし
ておるのが一つであります。そして同時に、新し
い産業がなかなか興つてこない。それぞれの分野
で、先生御指摘になりました規制の問題もござい
まして、先生御指摘になりました規制の問題もござ
いまして、終身雇用問題もございまして、
あるいは日本社会全体に意気が沈滞しているとい
うこともございまして、そういう新しい産業
業がなかなか興つてこない。したがって、供給過
剰部門がそのまま残されてきた。そして銀行の方
も大量の不良債権を抱えておりますから、新規産
業に大胆な貸し出しをしない、いわゆる貸し渋り
現象がもしもありませんか。

そういつたバブル崩壊以来の大きなツケがいま
だに解消されないで残っている、これで日本の力
の動きが阻害されている、一言で言えばそういう
ことだと思ひます。

○前川忠夫君 実は今アメリカからも内需の拡大
が、これは最近だけじゃないんですけれども、常
に言われているんです。消費者の心理ということ
を考えると、もう既に四年ほどたちますか、P
L法というのができました。その車の両輪とし
て今度は消費者契約法について経済企画庁が所管
で議論をしておられる。私は今度の国会に出てく
るのじゃないかという期待をしておつたんです
が、どうやら業界団体のさまざまな意見があつて、
反対とは言いませぬけれども先送りをされたとい
う話をお聞きをしています。

私は、消費者の心理あるいは今のさまざまな生
活の中身を細かく精査をしていきますと、何か新
しいものがあれば飛びついて買つてくれるという
昔のような時代ではないわけです。そうなります
と、さまざまな消費者のニーズにこたえていくた
めに業界自身がやっぱり発想の転換をしていかな
ければいけない。業界自身が責任を持つといいま
すか、ついせんだつてもNHKで今成長している

産業について特集で何日間かやつておりましたけ
れども、それを見ておりましたら、つくる側の論
理ではなくて、使う側あるいは買う側の論理で物
を考へるというふうになつていっているんです。

もし業界がまだ頭の切りかえができていないな
らば、それをやるように働きかけるのが経済企画
庁であり通産省の役割だと私は思ふんです。ぜひ
この問題については早急に結論を出すようにして
いただきたい。間違つても余り骨抜きにならな
いように、ひとつこれは要望としてお願いをしてお
きたいと思ひます。後ほど経過がありましたら長
官の方にお答えをいただいてもいいと思ひます。

そこで、もう一つは、今の問題とも関連をする
んですが、もう日本の国内だけで仕事を、商
売をするという時代ではないということもありま
して、金融とか情報通信、あるいは最近では自動
車等でもまさに国境なき合併といひますか、そう
いう動きが進んでいます。

私は、今のこういう動きにこれまでの通産省の
さまざまな施策や対応というのが本当に追いつい
ていけるんだらうかという心配を実はしているん
ですが、この辺についての直近の対応策があり
ましたらお聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 先生御指摘のように、
昭和三十年代の後半から自由化ということをし
て進めてまいりまして、WTOの合意等もござい
ますし、また金融ビッグバンもあつて、いわば経
済というのはほとんど同じようなルールで世界
じゅうで運営をされております。

そういうときに通産省がどう対応していくかと
いうことでございまして、一言で言いますと、や
はり日本の経済が持つている競争力を確保すると
申しますか、回復するということに私は尽きるん
だらうと思ひます。

昔ですと、設備過剰がありますと、国内で設備
の調整をいたしますと供給力がそれなりに調整で
きましたけれども、今のうちに国境のない経済で
す、例えば設備調整をいたしまして、国境を
越えてその商品が入ってくるということござい

ます。したがって、根本的な療法というのは、
やはり競争力を維持、回復するといふ一点に尽き
ると私は思ひます。

競争力の源泉たるものは何かといへば、先生が
今言われましたような経営者の発想の転換であ
り、また、新しい技術、日本の持っている独創的
な発想、そういうものを生かした企業展開である、
そのように思つております。

○国務大臣(堺屋太一君) 消費者契約法について
申し上げましたが、昨年一月に国民生活審議会の方
から消費者契約法のような一般的な法律をつくる
ようにというような勧告をいただきました。その
後、二十八業種五十二団体と協議をいたしました。

この消費者契約法は、私は大変必要な法律だと
考へておりました、これができるといふことで新
しい業態、新しい流通・サービス業態に対して国
民的な信頼を与えることができる、そういう点で
は大きな進歩につながる問題だと考へておりま
す。消費者を保護するだけではなく、新しい業
種、業態をつくり出す上でも重要だと考へており
ます。

これを法定していきますために鋭意作業をいた
しましたが、重大な問題が幾つか出てまいりまし
た。その第一は、記載すべき重要事項とは何であ
るか、あるいは不実記載とは一体何であるか、こ
れはことごとく裁判の問題になることが想定され
るから、きちんと決めなきゃいけません。それか
らもう一つは対象でございまして、消費者とは自
然人に限るべきか、そして事業者とは一体どこま
でを言うべきか、宗教はどうなのか、学校、国立
学校はどうなのか、一つずつ大問題がございませ
ん。

私といたしましては、ぜひともことしじゅうに
これを各業界に御納得いただけるようなものに
いたしまして、できるだけ早い機会に実現したいと
思つておりますが、かなり大きな問題を含んでい
ることも御理解いただきたと思つております。
ぜひこれは実現したいという気持ちでございま
すけれども、そういう問題をこれから鋭意解決して
実現させていただく。諸外国でも、今我々が用意

しております。ほとんどの包括的な消費者契約の一般保護法を持つてゐる国はまだございません。部分的には相当ございますが、全般にはございません。したがって、日本がこれを先駆けとして立派なものをつくっていきたいと考えている次第でございます。

○前川忠夫君 ぜひ、長官の決意だけで終わらないように御努力をいただきたいと思ひます。

そこで、先ほど通産大臣の方からお話がありました。つまり、競争力という問題ですが、実は最近あらわれた事象として、日米の鉄鋼摩擦の問題。昨年の九月に、アメリカの鉄鋼メーカー、それから労働組合からアンチダンピング提訴がされて、まだ決着がついていない。近々ダンピングマージンについての仮決定がされるというふうにお聞きをしております。実は、また年が明けましてからも、今度は厚板についても同様の動きが出てきている。

私は鉄鋼の皆さんともいろんな話をする機会があるんですが、日本の鉄鋼産業というのはまさに血の出るような合理化をコストの引き下げを含めてやってきたわけです。アメリカは景気がよくなったものだから、しかも鉄鋼の生産力が追いつかないというところで日本から輸入したわけです。それでふえたわけです。ふえたらアメリカの鉄鋼メーカーの経営に影響がある、簡単に言ってしまうとこういふ言い分です。私もから言つと、まさに理不尽としか言ひようがないんです。しかも、これは大統領まで巻き込んだ話になっていくわけなんです。日本が一生懸命努力したら結局こういう問題が起きる、一体これはどうなっているんですかという思いが業界の人たちには強いわけです。

もちろん、通産省も大臣もいろいろな動きをされてゐるという情報を私もいただいております。鉄鋼課の皆さん方もいろいろやっておられるというのとはわかつてゐるんですが、解決の見通しがこれであつたらうかという思いがありますので、その辺について一つはお聞きをしたい。

これももう一つ似たような話で、昨年成立をいたしました省エネ法に基づく例の自動車の燃費の問題、今度はアメリカとヨーロッパを巻き込んだ問題にどうも発展をしようだというニュースがここ最近出てゐるんですが、この問題のこれからの通産省としての対応等についてもございましたらお聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(野田野郎) まず、鉄鋼の問題でございますが、政府としては冷静に対処をしてまいりたいと思つております。

先生まさに御指摘のように、日本からアメリカに対して鉄鋼の輸出は確かにふえました。しかし、これは米国内市場の旺盛な需要を反映したものでございまして、日本が洪水的な輸出を意図を持ってやつたということではございません。

しかし、米国内には米国内のいろいろな社会的、政治的状況もあるというふうなこともございまして、通産省が言つたわけでもありませんし、各社で相談したわけでもございませんけれども、鉄鋼各社は自主的にまさに各社ごとに輸出に関しては大変用心深くやつておられるように何つております。

ただ、我々としては、輸出、輸入に関しては国際的なルール、その代表的なものはWTOでございますが、そういうものがあるわけですから、いかなる措置もやはりWTO整合性ということが大事なんだろうと思つております。

第二点の燃費の問題でございますけれども、これはWTOの中にTBTというのがございます。これは、技術の問題である種の貿易の障壁となるというふうな項目について議論をするわけでございますが、日本としては、アメリカ、ヨーロッパ、こういう自動車の主要生産国に対してある種のメッセージを送りました。これに対してアメリカ、ヨーロッパから意見が出てきたわけですが、これは普通のプロセスでございますから、アメリカ、ヨーロッパの意見も十分聞きながらこの問題に対処していくということで、これも冷静な対処ということが望まれるだろうと思つております。

○前川忠夫君 時間がもう残り少なくなりましたので、要望だけ申し上げておきます。

確かに、大臣がおっしゃる通りに、一つ一つのこういう事例をとらえてヒステリックになる必要はもたらないと私は思ふんです。ただ、その業界にとつてみれば、まさに血のじむような、先ほども申し上げましたけれども、鉄鋼業界もそうだし、例えば自動車業界もそうです。燃費の改善あるいは排ガス規制、さまざまな問題をクリアしようというところでさまざまな努力をしているわけです。ある部分クリアをしたと思つたら、今のような問題がまた出てくる。

これもある意味では産業界、経済界の必然だと言つてしまえばそれまでです。その点はある意味では割り切れる部分があるんですが、国家間の行政の役割といふことが、政治の役割と言つた方がいふんでしょうか、というのは大変大事だと私は思ふんです。

例えば、今鉄鋼メーカーの皆さんも、それから鉄鋼関連の委員長も近々アメリカの方へ行きましてUSWAの会長とお会いをして、できれば鎮静化をするような努力をするというふうにおっしゃつていますが、これはぜひ国としてサポートしていただかないと、これは産業界の問題だからというだけじゃ済まないわけです。ぜひその点については、さまざまな努力をされていると思ひますけれども、ひとつ一層の努力をお願いしたい、このように考えています。

それから、質問の通告をしていただきましたエネルギー問題については、ちよつと時間がありませんので意見だけ申し上げておきたいと思ふんです。最近、昨日ですが、中央環境審議会の中で、例のいわゆる地球温暖化対策に基づく原子力発電所の設置計画の問題等について議論されて、一定の方向が出たというふうにお聞きをしておりますが、その過程をめぐつてさまざまな議論、行つたり来たりと言つた方がいふんでしょうか、議論があつたというふうにお聞きしております。

私は、原発の問題についてヒステリックに議論をする立場には立つていません。

しかしながら、これまで原発の問題というのは、計画を立ててはすれ、計画を立ててはすれ、今度も核燃の廃棄物の問題で法案が科学技術庁と共管で出てまいりますが、あの法案の中にも盛り込まれているさまざまな経過を見ますと、やっぱり国民の理解というのがまだ必ずしも十分ではない。それだけに、エネルギーの長期需給計画の中で、原発二十基という計画そのものも私はほとんど不可能に近いのじゃないかと。なぜそれだけこだわられるんだろうという思いが実はしてならないんです。

そんな思いもあるものから、今度の法案はどこで審議されるかまだ最終決定してないようですから、改めてその場で原子力発電の問題等を含めたエネルギー問題については議論をさせていただきたい。大変強い関心を私も持つていて、環境問題からの視点での原子力の必要性というのは否定していません。しかしながら、国民の中にある問題がまだクリアをしていない状況の中で、計画だけに固執をされるということについてはやはり見直しをする必要があるのじゃないかという、きょうは問題提起だけひとつさせていたきたいと思ひます。

時間がありませんので、これで結構です。ありがとうございました。

○加藤修一君 公明党の加藤でございます。

衆議院から情報公開法案が送られてきておりますけれども、特殊法人についても国民に大きく情報開示をしなければいけない、そういう時代になつてきているわけです。にもかかわらず、そうでない部分が非常に多い。

前回、所信の中で大臣は、「環境、エネルギー制約への挑戦」ということで第七番目の課題として取り上げておりますけれども、その中で、石油公団の關係につきまして透明性を確保する云々の話がありました。

私は、きょう、その石油公団の問題とエネルギー問題について取り上げたわけでありすけれども

も、石油公団については一連の報告がございます。私は、その中身を検討していきますと非常に大きな疑問がございまして、場合によってはもう一度調査をすべきではないかというふうに考えております。

その前に、前石油公団総裁の退職金の問題でございすけれども、今回の二月二十五日の報告書の最後においてこのように書いてございます。国会をはじめとする各方面の指摘を受けるまで、事業の十分な見直しが行われず、対応に迅速さ、的確さが欠けていたことは否めない。、こういうふうに指摘されているわけです。

このように問題が客観的に評価された以上、公団の総裁以下役員に経営上の責任があることは否めない。それでも資源エネルギー庁は、単に高齢等の理由により依願退職されたと解釈する考え方なのか。あるいはさらに退職金についてでございすけれども、既に支払いが終わっているのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 石油公団には退職金に関する規程がございす。その規程に基づいて石油公団の総裁が判断をされると思ひております。公団の総裁は具体的なことについてはまだ決めておられないと思ひます。

○加藤修一君 それでは、キャッシュフロー分析の結果について質問したいわけですが。私は結論的に言いますと、実際は相当悪いにもかかわらずよく見せているような感覚でおります。

限られた提出資料の中での判断でありますけれども、第一番目にキャッシュフロー分析がすべての石油開発会社を対象としていないことだと思ひます。特に、財政状況が厳しい探鉱段階の六十八社のうち四十九社が対象外になっている。これは、実質的には開発会社全体の営業支出がこれ以上に大きくなる可能性が含まれていると思ひます。

そこで、なぜこの四十九社を対象外としたのか、まずその辺について伺いたいと思ひます。

○政府委員(今井康夫君) キャッシュフロー分析

につきましましては、現在生産を行っている会社、これにつきましましては将来の生産計画が立てられますものですから、それを踏まえて計算をしたというわけがございす。また今般、と申しますのは、昨年九月の通産省がまとめた報告書におきまして、会社を整理する方針のものにつきましまして、これは損が確定したわけでございす。それについてはその損を計算したわけでございす。

ただ、現時点で探鉱中の会社というものにつきましましては、最終的にそれが成功するのか、また失敗をするのかということがはっきりしないものでございすので、それについてはキャッシュフロー分析という概念になじまないということで除外してございす。これにつきましましては、私どもの考え方は、他のキャッシュフロー分析を行った会社と同じような傾向をたどるのではないかと、いうことで対象外にしたものでございす。

○加藤修一君 九月二十九日の報告書の三十七ページに今言ったようなことが書いてあるわけですが、これら以外の会社以外の石油公団の出融資先会社の見通しと同様の趨勢をたどるものと見ることができると、今回の分析の対象からは除外した。というふうな言ひでございす。今の答弁と同じですけれども、これは意味がわからないんです、どういう意味ですか。

○政府委員(今井康夫君) キャッシュフロー分析の対象としたものには、ナショナルプロジェクトを中心とした非常に厳しい状況に陥っている会社と、また一方で非常に利益を上げている会社がございます。

それで、現在探鉱中の会社につきましましては、これが将来成功するかまた失敗するかというの、実は現時点では個々のプロジェクトについては判定できかねる問題でございす。私もはたかさんプロジェクトが成功してくれることを祈りますけれども、現時点では判断ができないものでございすので、他のキャッシュフロー分析を行った会社の損益とおおむね方向が一致してくるのではないかと、いうことを考えて、このキャッシュフ

ロー分析の外に置いたわけでございす。

○加藤修一君 今、最後の話をそのまま受けて考えますと、ある意味では一つの前提のもとにキャッシュフロー分析に繰り入れてやっていくことも可能ではないかという、一つのシミュレーションとしてはできるんじゃないでしょうか。それについてやって、提出すべきだと思ひますけれども。

○政府委員(今井康夫君) まだ探鉱中のもの約五十社につきましましては、私どもはこれが成功することを折って期待しておるわけでございすけれども、これが現実的に、探鉱段階でうまく成功しない、それから今度生産段階に入りまして後、それがどの程度の利益を上げるのか、かつかつでいくのか、そういうことについて現時点では判断ができませんというところで私どもは計算外にしたわけでございす。

この全体の金額が八百六十億円で、石油公団の貸し付け、出資、債務保証額の全部の約六%でございすので、その意味でこれが残りの九四%とおおむね同じ方向で今後趨勢をたどるということ念頭に置いて計算の外に置いたわけでございす。

○加藤修一君 ちょっと理解できないんですけれども、ここにまとめているわけにいきません。

次に、四枚目の資料の方を見ていただきたいんですが、ここには資料で、多少我々の方で見やすくするために文字だけはつけ加えてございす。

この分析の中身を見ますと、代位弁済額が今後ゼロになっていたり、保証残高、これが二〇〇五年以降一定になっているわけですが。これは過去の実績と比較してかなり乖離があるように私なんかは理解しているんですけれども、これはどういうふうに見解をお持ちですか。

○政府委員(今井康夫君) このキャッシュフロー分析につきましましては、それぞれの会社が二〇〇二年までという収益を上げて、どれぐらい生産をして、それに為替レートと油価を掛けますと手取りの収入が出るわけでございすけれども、それ

から操業費などを差し引いた後、債務の返済に充てられる金額が計算されるわけでございまして、それを債務の返済でございすとか債務保証の解除だとか、そういう形でそれが使われていくという形になります。このように姿になるという私どもは計算をしたわけでございす。

○加藤修一君 石油公団の求償権の推移を考えていきますと、平成五年から平成九年まで決算額については百十四億円、百五十一億円、百九十二億円、平成九年度二百三十四億円ということで代位弁済の関係で求償権を持つに至った推移の金額を書いておられます。一九九八年まで書いていますけれども、それ以降、一九九九年以降は全部ゼロですよ。

それから、先ほども申し上げましたけれども、二〇〇五年以降の保証残高については百八十八億円ということなんです。同じ値が入っているんです。非常に不自然な形でこれは非常にわかりづら。これ、説明できますか。

○政府委員(今井康夫君) この表は、こういう仕組みでできております。

今現在、石油公団が出資したり貸し付けをしたり債務保証をしたりしている金額がまず大前提にあります。そこから幾ら返済の回収が行われるか、それから債務保証の解除が行われるかということでございます。

それで、先生お挙げになりましたこの保証残高のところが一九八八年までが四百八十四億円、それが徐々に減ってまいりまして、確かに二〇〇五年から百八十八という数字がずっと並んでおります。ちょっと私、今の細かいバックデータは持っておりませんけれども、これは恐らく、ある会社がその時点で債務保証残高を残したまま終了するということだと思ひます。

これは、なぜこういうことを計算化したかと申しますと、このキャッシュフローを計算するに当たって、このケースでいいますと十社でございすけれども、十社で保証残高を結局幾ら最終的に保証せざるを得ないかという数字を出したもので

でございます。それが百八十八億が保証残として残る、すなわち石油公団の負担として残るという数字がこの百八十八億ということでございます。

○加藤修一君 代位弁済の方は。

○政府委員(今井康夫君) 代位弁済につきましては、結局、保証残高がある段階で保証すれば代位弁済ということになるわけでございまして、

も、この計算はあくまでも石油公団の最終的な収支がどうなるかということでございまして、保証残が、結局百八十八億円保証せざるを得なくなつたということがございまして、それによって、それは最終的には代位弁済という形になつて求償権となりまして、求償権が取り立てられないということになるわけでございまして、計算上保証債務が百八十八億残る、保証残が百八十八億残るといふことで、この分だけ石油公団が損失になると。

すなわち、これは結果として、その具体的な行為としては代位弁済が行われるということでございますけれども、この計算上は百八十八億が石油公団の負担として残るといふことでここに記載されていただいておりますわけでございまして、その意味でここにゼロと書いてあるのは、言つてみれば百八十八億代位弁済が行われるといふふうに考えていただいてもよろしいかと思ひます。

○加藤修一君 それなら、ゼロと書くのがちよつと理解できないんですけれども、ちよつと時間がないから次の機会にまたその辺について明確にしたいと思ひます。

二月二十五日の報告書の中には、報告書の十ページでありますけれども、「前提条件である為替レート及び原油価格について幅を持った見方をしていること」、「云々、これは「評価できる」といふふうになされていまして、言つていいだけだと思ひます。要するに、前提条件自体の妥当性については一切触れていないように私は思ひますけれども、この辺はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(今井康夫君) 二月二十五日の石油公団開発事業委員会報告書は、第一人者に集まつていただいて中立的な形で議論していただきましたものですから、また大臣からも事務局は書記に徹するようにということで御指示がございましたので、私もこの議論について参画したというわけではございません。

ただ、その議論の経緯を申し上げますと、先生おっしゃるとおりでございます。この委員会におきましては、キャッシュフロー分析の手法、考え方、手順、これについては適正であるといふこと、それから情報公開の観点からまたは石油公団の現状を示す観点からさまざまな幅を持った見方をとつたといふこと、それから一ドル油価が動きますといふかほど石油公団の収支が変わるのか、そういうことについて具体的に私も九月に行つた報告書で明示したことについては評価できるというところでございまして、その油価それ自体についてこの委員会が御評価されておられるわけではございません。その点、先生おっしゃるとおりでございます。

○加藤修一君 その九月二十九日の前提条件についてですけれども、幾つかちよつとトリッキーなやり方をしているように私は思ひます。

その第一番目を考えていきますと、例えば樂觀的なケースとか悲観的なケース、それぞれ一番目、二番目の紙に書いてございまして、樂觀的なケースについて例えば過去のものは最善に近い値を想定しているにもかかわらず、悲観的なケースについては過去の平均的な値を採用しているにすぎない点が私にはあると思ひます。ここでちよつと何かトリッキーだなと思ひ思ひつていまして、

例えば原油価格について考えていきますと、樂觀的なケースにおいては、過去五年間における六カ月平均の最高値を考へて、こゝういふふうな報告書に書いてあるわけですが、その結果一バレル二十・七ドルを想定しているわけですが、悲観的なケースにおいては、これは理由がちよつと明確でないんですけれども、どういふ理由でこ

ういふ方法を考へているかわからないんですけれども、過去の三年間または五年間の平均値の低い方という条件をあえて設定しているんです。樂觀値と悲観値の方で同じ設定の仕方がないんですね。樂觀値のケースと同じようなやり方を考へていきますと十六・一ドルにならないですよ。計算していきますと、十三ドルになつてしまふんですよ。

ですから、この報告書に記述されている感応度分析に基づいて、この十六・一ドルじゃなくて十三ドルで公団の最終損益を試算してみますと約五千億円の赤字となるわけです。これはレポートの二千四百九十億円の赤字の倍以上になりますよ。少なくとも倍にはなりますね。こゝういふことについてはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(今井康夫君) 二〇二〇年までの予測でございますので、油の価格及び為替のレートにつきましては、油の価格が大変難しいでございます。それで、こゝで行いました、先生おっしゃられました三年または五年の平均のうち低い方といふものの、このケースでいうと厳しい方のケースでございます。このケースでいうと、これは一般的に石油産業が石油開発に当たつて今後の油価を算定するときの厳し目のケースに相当いたします。また、過去五年間において連続して六カ月の高い方といふのはプラス、より条件が緩やかな有利な形に相当いたしますのでございまして、私もベースにはそういう考え方でこの計算をいたしましたわけでございまして、

ただ、そういたしましたけれども、為替及び油の価格が今後どの程度動くものかといふのは非常に議論のあるところでございまして、したがって、議論ができるような形でレポートを提出したいといふことで感応度分析を行ったわけでございまして、

一ドル違えばいかほど収益が変わる、為替が十円違えばいかほど収益が変わる、こゝういふことについて、そこを可能な限り明確に明示して議論をしていただく、国民にこれが明らかになるような形で私も二つのケースにつきまして、従来石

油開発においてとられてきた考え方を踏襲したわけでございます。

○加藤修一君 質問に正確に答えていないように私は思ひます。要するに、悲観的なケースの方において理由が不明で、あえて過去の三年間または五年間の平均値の低い方なんといふのは、これはどういふことですか。

○政府委員(今井康夫君) 通常、これは日本だけではなくてメジャーなども行つていて聞いておりますけれども、今後、例えば石油開発を行う、探鉱する場合に、プロジェクトの採算性をはじく場合に油の値段を将来どう見込むかといふこととございまして、それは、それぞれの油種について過去三年間の平均値または過去五年間の平均値をとりましてその低い方を基準にする、こゝういふ形で、それを将来の油価、予想される油の値段として計算をしているのが今までの通例でございます。

また、通常の場合はそれに三％とか二％のインフレ率を掛けます。こゝういふ形で計算されるのが通常でございますので、私もそれに従つて行つたわけでございまして、

○加藤修一君 ちよつと私はまだ理解できませんが二つ目のトリッキーな面を考へていきますと、報告書で想定している為替レートと原油価格の組み合わせ、これについてもちよつと理解できないんです。過去の実績に基づいて考へていきますとちよつとわかりづらい。

例えばどういふことかといふと、報告書における樂觀的なケースでは、先ほど申し上げましたように原油価格が一バレル二十・七ドルです。そのときの為替レートとしては一ドル百四十五円が想定されているわけです。この為替レートと原油価格の組み合わせ、これは過去五年間に一度もこゝういふことは存在しておりませんよ。存在し得ない、非常に現実性がないやり方をしているように私は思ひますが、どうですか、これは。

○政府委員(今井康夫君) これは二〇二〇年までの長期的な想定でございますので、これが正しい

かどうかという議論になりますと、これはなかなか難しいところでございます。

その意味で、感応度分析というのをつけ加えていろんな形で議論をされる。そんなに甘くないという議論もございまして、この委員会でも議論がありましたけれども、油価はもつと上がるんじゃないかという議論もいろいろあり得ようと思えます。それを議論ができるような形で外に透明度を上げるというのが、私どもが九月につくった、御報告申し上げました報告書の趣旨でございます。

○加藤修一君 なかなか理解できないんですけれども。この組み合わせというのは、確かに過去五年間には一回だけ、グラフを見ていただければわかると思いますけれども、一九九六年十月前後に一バレル二十ドル程度のときがありました。その当時の為替レートは一ドル約百十四円なんです。先ほど言いました百四十五円、そういう形で計算しているということは著しく違っているわけなんです。ですから、この百四十四円で仮に計算していきますと、試算を試みてみますと、公団の最終損益というのは報告書の試算で出てきた三千七百六十億円の黒字とは大幅に違う。約一千六百億円の黒字にとどまってしまう。つまり半分以下です。

私は、この組み合わせは非常におかしい。マルコフ連鎖過程とかあるいは同時生起確率とかという、言葉としてはそういうのはありますね。同時に起こることがあり得ないやつを起ったかのように前提条件として置いて試算をしていくこと自体、それはちょっとおかしいんじゃないですか。全然おかしいと思いますよ。

○国務大臣(与謝野馨君) 実は、油の値段と円レートというのは、数学的に言えば独立変数でございまして、この二つの独立変数で物事を計算していくというのはなかなか手法としては難しいわけでございます。

これはいずれにしても、いっぱいお金が入ってくる、非常に極端に少なくしかお金が入ってこないという両極端を実は想定しております。たく

さんお金が入ってくるのは、油価も非常に高いところに行く、あるいは為替レートも円安に振れる、こういう場合には公団の経理は一遍によくなるということは先生すぐおわかりいただけると思えます。

それでは、最も悲観的なケースはどうかといえ、これは円レートが非常に高くなつて、また油の値段も低くなつて、こういう本当に両極端のケース、いい場合の極端と悪い場合の極端というものの中に物事が存在するだろうということを前提に物を考えているわけでございます。

確かに、バレル二十ドルのときには百十四円だったろうとか百四十五円のときにはこうだったろうとかいろんな過去の経緯はございしますが、これはあくまでも将来を予想するという話でございます。それから、将来、物事がどういう幅の中におさまっていくかどうかということ計算するときは、過去経験した円レートの幅、それから原油価格の幅、これの両極端をとつて、多分その中に将来入っていくだろうという、これは前提を置いた予想でございます。まして、こういうことが起きるということを書いていくわけではないと。あくまでも予想として、二つの独立変数をどの範囲内に置くかということ、これを前提に物事を試算しているということ、ぜひ御理解をいただきたいと思うわけです。

○加藤修一君 確かに二つの独立変数だと思えますけれども、両極端のケースが過去起こり得なかったような想定を考へること自体に私は無理があると思うんです。

先ほど、ほかの委員の質問に対して、パラメーターが云々とかそういうモデルの話がされたと思えますけれども、そのモデルだって、過去のトレンドに基づいてやっていくケース、それからパラメーターそれ自体が変数になる場合も当然あると思えますよ。しかし、このケースというのは起こり得ないケースです。例えば雨が降ってかつ雪が降るという、そういう同時的に生起するようなことをおっしゃっているようにしか思えないんです。こういうやり方をすると国民の方としては非

常にわかりづらい。あたかもなるべくよく見せるようなことをやっているとか見えない部分もあるわけなんです。これは私は善処すべきだと思えます。

もう一度、例えば少なくとも現在の為替レートと石油価格で評価していくということも一たん試算してみても、それを示すことが私は必要であると思えますが、どうですか。

○政府委員(今井康夫君) この二月二十五日にちようだいいたしました石油公団開発事業委員会の結論におきましても、条件が大きく変化した場合には、このようなキャッシュフロー分析を見直すこと、また毎年それを見直してその前提条件も明示した上で、前年に比べて何がどのように変わつたのかということも対外的に明確にすべきであるということをお指摘いただいております。

私どもは、その方針で今後キャッシュフロー分析を行い、それからそれを情報開示する、その場合に、先生がおっしゃいましたいろんな諸前提につきましても、それがどのように変わるのか、どういふふうに見通すのかにつきましても明確にした上で今後取り組んでいきたいというふうな思っております。

○加藤修一君 そうしますと、キャッシュフロー分析について年次報告的に明確にやるということですね。我々がいただいている情報を考えていきますと、それだけではなかなか確認のしようがないんです。だから、確認ができるような資料も添付して私は年次報告的に公表すべきだと思えますけれども、それについてはどうですか。

○政府委員(今井康夫君) 先生との関係で、昨年来私ども、個々の会社の産油国との関係の守秘義務というのがございまして、それに触れないような形でさまざまな資料を提供させていただいております。また、先ほど申し上げましたように、この新しくちようだいした報告書におきましても、可能な限りの情報公開を行えというのが前提でございますので、その意を体しまして可能な限り情報開示を進めてまいりたいと。それはこの

キャッシュフロー分析についても同様でございます。

○加藤修一君 可能な限りというのは、やっぱりそれなりの基準が必要だと思えますけれども、そういう件についても明確にさせていただきたいんです。そういうふうな抽象的に、定性的に言われてもなかなか我々としては、はいそうですかというわけにいかないわけですから。

○政府委員(今井康夫君) 今般のこの石油公団開発事業委員会におきましては、すべての資料を開示して、産油国の秘密に係るものにつきましても開示をして議論をさせていただいたところでございまして、また、そのうちの一部分につきましては、この委員会及び私どもの判断で外には出せないというところがございますが、基本的な資料はすべて公開をいたしておりますので、それに準拠して私どもとしては今後とも進めてまいりたいというふうに思っております。

○加藤修一君 今の答弁に関連して、石油開発公社の情報開示の関係で、報告書の中でも述べられておりますが、有価証券報告書並みに行うことが適当ということなんですか、これについて、有価証券報告書並みということじゃなくて、これは税金も当然入っているわけですから並み以上に考えていくべきだと思うんですけれども、その辺についてはどういふふうに見解をお持ちですか。

○国務大臣(与謝野馨君) まず、公団や特殊法人の情報公開がどうあるべきかという原理原則の問題でございまして、私は、公社公団等のあるいは特殊法人の情報にはなるべく内容は透明性の高いものを公開すべきだと思っております。ただ、現在、情報公開法が衆議院の審議が終わりました。参議院に回っております。その中では、やはり情報公開法の今回の対象からは特殊法人等が除かれておりますが、特殊法人等についても情報公開をすべきだという機運が高まっておりますから、特殊法人すなわち公団公社等の情報公開が制度的に整備されるということは間違いないわけでございます。

しかし、石油公団についてはそれに先駆けて公開しても、産油国との合意に反しない限りにおいては私どもとしては、先生が御指摘のようになるべく多くの情報を国民に提供するということは今後していかねばならない、そのように思っております。

○加藤修一君 情報公開法云々のことじゃなくて、ぜひやはり率先して特殊法人の大きい位置を占める石油公団がやっていくべきだと思います。

それと、産油国の話がございましたけれども、合意に反しない限りという話がありましたけれども、その合意の中身についても、やはり日本国民がこういうことについては非常に関心を深くしつつ、そういう厳しい時代になってきているんだという中で、合意の中身で出せるものについては、こういうことについてはどう思うのか、何とかしてほしい、こういうことについては出すべきであると考えていると、そういったことも向こうの相手国政府とか相手側に今後要請をしていく必要も場合によってはあるんじゃないかと思えます。

それと、今回の二十五日の委員会報告書の中身についてなんですけれども、「本報告書において提示されている意見は、委員全員の了解のもとに委員会の意見とされたものであるが、専門性の強い事項に関しては、特定の委員の意見であることを示す形で記述してある部分もある。」と、これは二ページに書いてございます。

これは非常にとらえ方が難しいんですけども、例えば「キャッシュフロー分析の手法を用いて石油公団の長期的な損益見通しを検討する」という再建検討委員会報告書の考え方は妥当である」と、これは十ページに書いてございます。これは、委員会の見解であるように記述されている部分、委員会全体の意見であるように書いてある部分と、「キャッシュフロー分析の具体的手順及び内容について」、「適正なものと評価できるとする委員の報告があり、委員会としてこれを了承した」というように、特定の専門家の見解に全

面的に依存しているように解されるわけですけれども、総意と特定の者の見解はやはりそれぞれ違うこともあると思うんです。その点、どういう認識でその辺を考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員（今井廣夫君） この報告書につきましては、委員会で細部まで文章をおつくりになった関係もございまして、私は経緯を申し上げたい。この中で、このような指摘があったというふう

に書いてある部分がございます。それにつきましては特定の先生の御意見でございました。それから、そういうふうな一般に書いてあるものにつきましては、これは委員会全体の意見でございます。今、先生の御指摘の部分につきましては、非常に大部でございましたので、キャッシュフロー分析の方法論などにつきまして委員会で議論をした上で、特定の先生にサンプル調査を含めて研究をしてみてくださいということでもございました。委員会としてはその報告を受けて、それではこれ全体を委員会の結論にいたしましてということになりまして、ここにありますような「適正なものと評価できるとする委員の報告があり、委員会としてこれを了承した」という表現になったというふうな理解しております。

○加藤修一君 いや、もう時間がありませんから追って質問することは考えておりませんが、いずれにしても、別の機会に質問いたしますけれども、キャッシュフロー分析の前提条件についても非常にわかりづらい、もともととそれについてはわかりやすくしていただきたいということ、やはり設定の仕方がどう考えても常識的に考えられない、そういうところがたくさんございまして、別の機会にその辺については明確にしたい、たまたまと思っておりますので、よろしく願います。

○山下芳生君 日本共産党の山下です。まず、通告にはなかつたんですが、堺屋長官に一つお聞きしたいと思えます。先ほどの議論の中で、昨年とことしの減税のあり方について交わされました。私どもも、去年の特別減税を打ち切つてことしの減税方式に改めら

れることによって中低所得層の多数の皆さんが差し引き納税額が多くなる、増税になる、これは本当に景気対策としてやるべきじゃないという立場です。どうも長官のお話を伺っておりますと、どの階層に減税をすることが消費の拡大となつてより多く返ってくるのか、反映されるのかというの

は今複雑なんだと、限界消費性向もるお述べになつてそういうことをおっしゃいました。しかし、私は、その考え方を聞きますと、たとえ中低所得層で消費が減つたとしても、その分高所得層で消費がふえればトータルとして消費が減らなければいいんだと、日用品や衣料品などを

買う人が減つても、高額な商品を買う方がふえれば、トータルとして消費が変わらないからいいんだというふうな、そういう思想にもつながっているんじゃないかと私は思うんですが、長官、この

点いかがでしょうか。○国務大臣（堺屋太一君） 景気対策という観点から消費を議論されますと、まさにそのようになると思います。ただ、重要なことは、私があるいは政府が申し上げておきますのは、三百六十万、今度教育等を

入れますともうちょっと上がることにいたしますが、三百八十万と四百九十一万円の間の層をどうするかという問題でございます。ずっと低所得の三百六十万以下の層につきましては、以前も今回も変わりません。この四百九十万円、四百九十一万円の層、この層を見ますと、かなり年齢構成その他家族構成等を考

えますと、限界消費性向の低い層である。これをより低い人々と同じように扱うのが本当にいいのとかがどうか。四百九十一万円の所得を持たれるほどの方は、率は八％に下げましたけれども、幾らかやはり国家の財政にも御貢献いただくべきではないか、そういう発想がございまして、低所得者と言われますから、いかにも非常に低いところから今回増税したように思われますけれども、平均世帯で三百八十万円ぐらゐまでの層は同じように無税になつておりまして、その層の消

費にはかわりはないと思いません。このいわば四百九十一万円の層をどう見るといふことなんです。

景気対策として申しますと、繰り返し申しますように、第四階層、ちょうどお子様が高校、大学へ行かれるようなサラリーマンの多い層が非常にきつというところで、その層に減税があつていいんじゃないか。

それからもう一つ重要なことは、今、日本では業を起す人が非常に減りました。日本国民全体に期待のない、希望のないような状況がございまして、努力をし、かけをして、かけをしてというのには語弊がありますが、やはりリスクを冒して業を起した人々に成功の報酬があるということがこれからは必要なんじゃないか、そういうようなことを種々考えまして、諸外国の例等も考慮いたしますと、定額減税よりは今回の定率減税の方がよりふさわしい税制であろうかと考える次第でございます。

○山下芳生君 私は、どの層に減税をすれば消費にはね返る量が多いのか小さいのかという議論を、やはり今全体として見てやるべきではないと思つておるんです。圧倒的に中低所得層の方が今不況の長引く中で大変苦しい生活を強いられる。ですから、やはりそこはどう手厚い支援をするのかということこそ景気対策としても、またあるべき政治としてもやるべきではないかというふうに思っているのが国民の多くの皆さんだと思つておるんです。ですから、全体として限界消費性向を出して、どこに減税するのが消費が多いか少ないかという議論は、私は今やるべきではないというふうに思つております。

続いて、貸し渋りの問題について伺いますが、与謝野通産大臣は所信表明の中で、「貸し渋り対策に引き続き万全を期してまいります。」とお述べになりました。しかし、金融機関の貸し渋り、貸しはがしは残念ながら一層強まっております。数字を見ますと、金融機関の中小企業向け貸出残高、これが昨年十二月の末で前年同月と比べてマイナス四・五ポイントまで落ち込みました。貸し

決り倒産も昨年、九七年一月からの累計で一千件を超えております。

まず大臣に、この中小企業への貸し流り、これは正されているのか、その現状の認識について伺います。

○国務大臣(与謝野馨) 全体から申し上げます、昨年の中ごろよりは状況は緩和されているとは思いますが、それは、金融システム全体が昨年の前半から秋にかけて大変不安定になりました。銀行は自己防衛のみに走るという状況の中で、中小企業の皆様方には必要な資金確保ということが大変困難をきめたわけでございます。しかし、金融安定に関する幾つかの法案が国会で成立しました以降、若干その状況は、若干でございすけれども、私は改善されたと思っております。

加えて、昨年十月一日から始まりました保証制度の中の特別枠、これも随分幅広く御利用いただきまして、これも中小企業の資金繰りに若干貢献をさせていただいたのではないかと思います。また、中小企業関係の政府系金融機関も、それぞれ中小企業に対しては丁寧親切、懇切丁寧に対応しております。そういう意味では、姿勢の問題としては我々は万全を期しているつもりでございますが、なお中小企業の中には資金繰りに困窮をきめているところもあるわけでございすので、私どもとしては貸し流りに対しては政府のとり得る手段の中で万全の対策をとってまいりたい、そのような決意でおります。

○山下芳生君 金融機関全体で見た数字を私、先ほど紹介したんですが、これを規模別に見ますとくっきりするわけです。特に大手銀行、都銀、長信銀、信託銀行が中小企業への貸し出しをかなり減らしている。数字を紹介しますと、この都銀、長信銀、信託、大手銀行で見ますと、九七年十二月と九八年十二月を比べて中小企業への貸出残高が八兆四千億円減っております。地銀、第二地銀、信用金庫、信用組合は、同じその期間の間に、これでこぼれあきりますけれども、プラス四千億円です。維持しないしふやしている。大手銀行が中

小企業向けへの貸し出しを減らしている。

それから、昨年の十月から特別保証が始まりました。これは多くの中小企業が利用されております。しかし、この特別保証が開始された去年の十月以降だけ見ても、大手銀行、先ほど言いました業態別に見ますと五千億円、去年の十月の時点と比べても中小企業向け貸し出しが減っているわけです。私は、これはやはり昨年の三月に公的資金を投入されたという大手銀行が中小企業への貸し出しをむしろ減らしているということについては、これは通産省としてしかるべき監督庁なり通じて指導をさせるべきだと思いますが、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨) 私どもとしては不当な貸し流りということは社会的に許されないとはいふに思っておりますが、昨年の金融システムが大変不安定になった以降、銀行が自己防衛にのみ走ったという状況は大変憂慮すべきことだろうと思っております。

ただ、行政としてあそこ貸せここに貸せということとはまた言えないはずでございまして、これは純粹の民間の企業間同士の取引、金銭消費貸借契約でございまして、そこまでは私も政府として言うべき立場ではないと思っておりますけれども、全体としてはやはり金融機関が本来持っている使命というものを関係者がよく自覚をしていただいて、円滑な資金を供給することによって日本経済のかねめとしての位置にあるんだという金融界全体の私は自覚を促したいと、そのように思っております。

○山下芳生君 全体もそうなんですが、やはり私、大手銀行、公的資金の投入ということを受けるわけですから、とりわけその社会的使命は高いといふふうに思っております。けさのニュースでも、大手十五行、七兆四千六百億円注入される、貸し流り対策としても効果が期待され、各銀行から出された経営健全化計画の中にはそれぞれ中小企業向けの貸し出しをどれくらいふやすのかと数字も挙げて書かれているということも報道されております。

した。

しかし、一方で、本当にその中小企業向け貸し出し増というものが実行されるのか、大変な懸念も聞こえてまいります。経団連の会長、今井氏はある新聞のインタビューに答えてこう言っております。民間銀行は不良債権処理と収益力向上を求められており、そもそも貸し流りをやめろということにも無理な面があるのだ、二律背反するようなことを言われていてなかなか無理なことなんだと。これはなかなか現状を一面ではあらわしているといふふうに思っております。

同時に、その懸念をさらに加速させようとしているのが金融監督庁が先日中間取りまとめとして発表した金融機関の検査マニュアルであります。私も見せていただきましたけれども、この監督庁の検査マニュアル原案によりますと、まず、貸出先の査定について、実質債務超過を解消するの今後二年超を要する場合は破綻懸念先へ認定をする、そういう検討をされている。それから、二期連続赤字企業は原則として要注意先として認定をするということになっている。それに加えて、金融再生委員会が一月に示したガイドラインによりますと、破綻懸念先に対しては七〇%、要注意先に対しては一五%の引当率を実施しなければならぬとされようとしている。

中小企業金融公庫の調査によりますと、中小企業は九八年五月から赤字企業の割合が黒字企業の割合を上回った。こういう状況のもとでは、先ほど紹介したような新しい検査マニュアルあるいはガイドラインが実施されると、一層金融機関が融資の回収や貸出金利の引き上げを検討するのではないかと危惧であります。実際、金融機関の側では、もしこのマニュアルが原案どおり実施されれば、融資の回収、金利の引き上げなどを検討せざるを得ないという声も聞こえてくるわけでありす。

これらに対して、日本商工会議所が「金融検査マニュアル検討会「中間とりまとめ」に関する意見」ということで意見をお出しになっております。

「提示された本基準案をそのまま適用し、自己査定、引き当て等を行えば、現下の厳しい経済情勢のもとでは、破綻懸念先等に該当する中小企業が増加し、貸し流りや資金の回収が拡大する恐れがあり」と。それから、全国商工会連合会も、「中間とりまとめ」に示された債務者区分の基準どおりに債務者区分が行われることとなれば、金融機関の判断次第で、多くの企業が破綻懸念先に区分され、貸し流りが一層深刻になることも懸念される。」「金融機関の本来の役割は、信用創造にあるべきであり、そのためには、企業の技術力や営業力、経営者の資質等といった定量的には表しきれない要素をいかに評価し得るかが重要である。金融機関が社会的に果たすべき役割を十分に踏まえた基準の策定が必要である。」と、こういう形で意見が出ているわけです。

通産省として、このマニュアルあるいはガイドラインに対してどういう認識をされ、どう対応されるようになっているのか、伺いたいと思っております。

○国務大臣(与謝野馨) このようなマニュアルをつくった方というのは、マニュアルというのは実際にはもうちょっと弾力的に運用されるんだというふうなことをおっしゃる方もおられるんですが、実際は現場に行きますと恐らくマニュアルが機械的に適用されるという世界をつくり出すのではないかと私は懸念をしております。

先生が今読まれた商工会議所の意見というのは、私は正当な意見だろうと思っております。やはり企業というのは、中小企業は現時点で苦しくてもやっている仕事があるから、二、三年を乗り切れば将来展望が開けるといふものも結局は見捨てるといふようなことになってしましますと、その中小企業にとっても不幸でございすし、従業員あるいは家族も大変なことになるすし、日本経済自体にとってもそれは損失であるわけでございます。

私は、こういう検査マニュアルというものがまだ完全な形に、中間取りまとめになっておりますけれども、中小企業に関するところ、あるいはその

他の中堅・大企業を含めまして、検査マニュアルが会社の経営というところにいかなる影響があるかということについては我々は懸念を持っておりまして、金融監督庁に對しましては、今までも意見をききんと申し上げてまいりましたが、今後我々は中小企業などの立場に立つて、このマニュアルと企業経営ということに關しまして十分意見を申し上げたいと思っております。

○山下芳生君 通産省も実は意見を表明されているんです。これに對する金融監督庁側からの回答はあったんでしょうか。

○政府委員(江崎格君) 今、委員御指摘のように、既に意見は出しておりますけれども、実はそれについてまだ内々いろいろ議論もしているところでございます。それから、これからの議論を続けるというつもりでございます。

○山下芳生君 こういう企業のいわば数字の面でしかあらわれないところを見て貸す貸さないというやり方をやるべきじゃないと大臣おっしゃる点は、その点は私も一致しております。

そもそも銀行の体力をまた自己資本比率などで、これはもう学校教育で言うところの偏差値のようなものです。それだけで一面的にはかつてその金融機関の経営が健全かどうかということも、これまた判断するのはいかがが、やるべきじゃないと思っております。やはり金融機関の社会的使命を果たさせるという、これは行政としての指導が今後ますます重要になってくるということを表明しておきたいと思っております。

次に、特別保証制度について伺います。

大臣は、これも所信の中で、「旧債振りかえ問題については、対策の本来の趣旨が歪曲されないよう、断固たる対応をとってまいります」と、このお述べになりました。金融監督庁の調査では、九八年十月から十二月の三カ月で三千九百三十五億円の旧債振りかえがあつて、悪質な銀行には業務改善命令などを行政指導したとのことでありまして、

中小企業庁は、悪質なケースについては融資保

証分を代位弁済しないということをお決めに成つて、制度が悪用されている事態を重視して聞き取り調査を強化するとの方針だと理解しておりますが、どういふ調査をされ、その調査した結果はどうだったのか、またどう対応しようと思われているのか、伺います。

○政府委員(福田勝彦君) 今、委員の方から金融監督庁の調査の結果のお話がございましたが、私もどもいたしまして全国の信用保証協会を通じて実態調査をいたしました。十月・十二月につきましては、二十七協会から回答を得まして、トータルで保証承諾実績六兆二千六百三十三億円のうち旧債振りかえの形で回収に充てられたものは千八百七十七億円で、約三％程度と認識をしております。また、ことしに入りまして、一月、二月につきましては、全協会から回答を受けておりまして、一月につきましては、保証承諾実績九千七百六十六億円のうち回収に充てられたものは百八十九億円で、二％弱でございます。また、二月につきましても、九千八百三十三億円のうち回収に充てられたものが百四十七億円で、これも一・五％程度で、漸減をしておりますと考えております。こういった調査につきましては、引き続き私も全保証協会に對して今後実施をしてみたいと思っております。

今お尋ねの調査、フォローアップでございますが、私もどもいたしましては、一つには、本年一月に政府系金融機関とかあるいは中小企業団体を通じて、中小企業者から旧債振りかえに對する御不満に對してアンケートをとらせていただきました。この中で、御協力をいただけた中小企業の方々ににつきましては、その後どういふ不満に對してどういふ金融機関とどういふことがあつたのか、現在鋭意フォローアップ調査をいたしているところでございます。

基本的には、私もどもいたしましては、信用保証協会の窓口におきまして、特に金融機関経由で保証の申し込みが入ってくるものにつきまして、個別に当該中小企業者の御意思を確認するといふことを今徹底いたしておりますし、中小企業者の方にも旧債振りかえというのの原則は禁止されておつて、特に当該中小企業者のためになる場合だけに認められるものであるという点についての周知徹底もいたしているところでございます。

今後、調査、フォローアップを継続させていただきます。特に悪質なケースが出てくる場合には、代位弁済をしないとか所要の措置をとつていきたいと思っております。

○山下芳生君 額は相当減つておりますけれども、率も三％から一・五％、しかしまた、これは半分、一・五％旧債振りかえがあるということ自体が大問題ですので、厳しくこれは指導もしていただきたいと思ひます。

それから次に、私、同時に、今問題になつておりますのは、保証協会による保証渋りということも話題になつております。長引く不況の中で、貸し渋り対策としてつくられた二十兆円枠の制度の除で、保証を拒否されたり断念した中小零細業者が泣かされて、そういう記事も出ておりますし、私も大阪府や大阪市の信用保証協会の審査が厳しいという声を随分聞いてまいりました。この信用保証協会の保証渋り、これについてまず認識を伺いたいと思ひます。

○政府委員(福田勝彦君) 昨年、本制度を発足させるに当たりまして、我々、制度設計をする点で一番意を用いた点につきましては、今委員御指摘のような保証について迅速、簡易に実行されるという点でございます。したがしまして、委員も御高承のとおり、積極的な保証をさせるためにはその審査条件、要件というものをできるだけ明確化しないという時間もかかりますし、結果的に保証が受けられないというケースもあるということ、一方で中小企業者あるいは信用保証協会のモラルハザードも回避しようという観点から、ネガティブリスト方式ということで、十項目から成るそういった審査の基準というものを明示的に定めてございまして、

具体的に例を挙げて申し上げますと、例えば破産、和議、会社更生の手続中の場合等、事業継続の見通しが立たないようなケース、あるいは既に信用保証協会の保証制度を利用しておつて、過去において代位弁済をされてその求償債務が協会に残つておるような場合、あるいは大幅な債務超過に陥つておまして今後事業継続が危ぶまれる場合というように、できるだけわかりやすいネガティブリスト形式で運用をしていただいております。

私も、また別途その審査基準以外にも、できるだけ迅速に一週間とかあるいは十日以内に理由を明示してお断りをしろとか、あるいはお断りをする場合には役職者が特に対応しろと、きめ細やかな指導を今までもやらせていただいております。

今、委員御指摘がございましたが、保証渋りそのものについては、私もども中小企業庁あるいは各通産局、県に苦情相談窓口というものを設けてございまして、私もどもだけの知り得る情報でございまして、こういった保証渋りの苦情なり相談の件数というのは大変少なくなつてきておりまして、激減をしておりますというのが実態だと思ひます。

○山下芳生君 私が聞いたところによりますと、ネガティブリストが基準になつておるんだけれども、それが本当になぜこれで保証が受けられないんだという、保証を申し込んだ側の中小企業者の皆さんが納得されない状況がかなりあるんです。その保証を渋るといいますか、私はそう理解しておるんですが、その背景に保証協会の財政が逼迫しているという事態が一つあると思うんです。大阪府では保証協会の資金不足を補うために民間金融機関の出捐金を要請したりしておりますが、保証協会としてこの財政問題がシビアにならざるを得ない。

ですから、私は、ここできちっと必要な資金については保証するというのを各保証協会が積極的にできるようにするために、閣議決定で決められているものととの貸し渋り対策大綱、臨時異

例の措置として、各信用保証協会に経理を区分した特別の会計を設け、基本財産として新たに必要となる所要資金については、国から全額補助する。これを本当にちゃんと最後まで手当てしてくるんだらうかということも保証協会の関係者から大阪だけではなくて全国で聞いております。

大臣、こういうことはしっかり最後まで約束を守るから、きちんと必要な保証については積極的にやりますと、全額これは補助するということをもう一度明言すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 保証協会が行っているということは、いわば借入れを行った方が支払い不能に陥った場合にこれを代位弁済するということですから、いわばほとんどお金を貸しているということと同じような状況であるわけでございます。一応特別枠をつくりましたときには、無条件で全部保証するというわけにはまいりませんでしたので、どういう場合に貸せるのかということを決めたわけではなくて、どういう場合には保証できないのかということを決めるという意味でネガティブリストという言葉を使っておりますが、それは相当条件は緩和したと私も思っております。かてて加えまして、保証協会が保証を行う場合には、貸し倒れあるいは代位弁済をするのが保証した額の大体一〇%ぐらいだろうということも一応想定して制度設計をいたしました。

ただ、保証したものを代位弁済した後に、過去もそうですが、やはり保証協会としてはなるべく回収をしなければならぬ。これはやはり公のお金を使つて代位弁済をしたわけですから、それは回収に努力するということは通常必要なことだろうと私は思います。過去においては、代位弁済をしましたものに対して約半分が回収できたというのが実績としてございます。私どもとしては今回も、代位弁済したものに對しては半分ぐらいのものを回収するということを前提に制度を設計しております。

我々は、もちろん全国の保証協会にこういう特別枠という制度を充足していただいた以上、回収できないものに対しては保険公庫を通じてそれを補てんしていくということは当然でございます。もしその補てんをするのかしないのかと問われれば、それは当然のこととして政府は約束を守り、保険公庫を通じて保証協会に補てんするということは制度として当たり前のことでございます。その部分は安心していただいて結構だと思ひます。ただ、特別枠といえども、代位弁済が将来発生した場合には、その回収の努力をするということもまた保証協会としての当然の義務であり責任である、私はそのように思っております。

○山下芳生君 最後に、特別小口保険について伺いたいと思ふんです。

特別小口保険を受ける要件というのがあります。二つありますが、そのうちの二つに、これは納税の基準とというのがございまして、ところが、この基準が昨年の特別減税によつて、納税の能力は実際にあるんだけれども納税額がゼロになる人々が生まれるという事態が生じます。国税庁の税務統計から見ますと、申告納税者のうち営業所得者が二百十三万人いらっしゃいます。そのうち、今回の特別減税で課税額はあつたけれども納税額がゼロとなる方々は約どれぐらいになるのか聞きますと、六十万人だとおっしゃるんです。これまでの特別減税と比べて、定率ではなくて定額ですから、これはかなり納税額ゼロになる方が多い。そうしますと、こういう方々が特別小口保険に對應する無担保無保証人融資や保証が受けられないことになつてしまふ。これは私は、政府の政策として行った特別減税によつて納税額がゼロになつた、それによつてこういう無担保無保証人融資が受けられなくなるなどとはあつてはならないことだと思ふんですが、これはきちつとフォローすべきではないでしょうか。

○政府委員(橋田壽賀君) 特別小口保険につきましても、委員も御承知のように、昭和四十年に従来ありました普通保証、無担保保証に加えて、特に零細な中小企業者、小企業者であつて担保も

出せない、第三者保証もとれないという方につきましては、現在、一千万円を限度ではあります。迅速、簡易に保証のできる制度として極めて政策的に設定された制度でございます。

その場合に、当然のことながら、その返済可能性につきまして、ある程度外形標準でわかる簡易な客観的な基準を定めようということで、居住要件とか納税要件、委員がおっしゃつたように既に設定をいたしてございます。その基準ということがあることによつて、逆に特別小口保険の運用が非常に簡易、迅速化されているというメリットについても御理解をいただきたいと思ひます。

定額特別減税によつてこの客観的、形式的な要件が欠けてくるという今の御指摘につきまして、私どもも、実際六十万人、六十万社あるのかどうか現時点では具体的に承知をしておりません。したがつて、そういった影響の実態あるいは過去に類似の事例があつたのかどうか、そういった点について十分研究をしながら引き続き検討していくべき性質の課題だと認識をしております。

○山下芳生君 これは最後に大臣にちよつと御意見を伺いたいんですが、政府が景気対策として必要だということで実施した特別減税、それは減税の恩恵にはあつたわけですが、これで一方で納税額がゼロになつて特別小口保険が受けられなくなる。これまでもいろいろな減税によつてそういう事態が生まれてきたわけですが、それは定率減税だつたということもありまして余り大きな問題にならなかつたかと私は承知しております。

今回、今、確定申告中でございますけれども、かなり量的にもこれは大きくなる。それから、特別保証のニーズもこれからまた年度末あるいはこれから融資を返済していくことになるのと大きくなる。だから、これはかなり大きな問題になると思ふんです。これは政府の政策によつて発生するわけですから、これは何らかのやうな対応を検討すべきだと思いますが、最後に大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) いろいろな制度を改正してまいりますと、制度の中で衝突が起きるということはあり得るわけございまして、今後通産省では少し研究をしまして、またどのぐらいの方が影響を受けているかということも全体割合を勘案しまして研究をさせていただきたいと思つております。

○山下芳生君 終わります。

○梶原敬義君 両大臣には、もう昼も大分過ぎておりますが、お疲れでございます。私は持ち時間が二十分ありますから、後で提案したいことも幾つかありますので、答弁の方は要点をまとめてお願いしたいと思います。

最初に、堺屋経済企画庁長官に所信表明演説につきまして質問したいと思ふんですが、冒頭、堺屋長官、一生懸命頑張つておられることにつきまして心から敬意を表します。

その堺屋長官の所信演説であります。一、二どうしても言つておかなきゃならない、ひつかかるところがあるんです。一つは、今日の深刻な経済状況には、短期循環、長期波動、歴史的発展段階の転換という三重の波が重なり合つておる、九七年初期を頂点として景気は下降局面に入つております、こう言ひながら、最後にこの件につきましては、これらの三重の波は相互に絡み合つており、現下の経済困難から脱出するには、これら三重の波を同時に解消していかなくやらない、こ

う言われておるんです。

九七年に、我々も与党の端におつたんですが、橋本内閣は消費税を二%上げました。そして、特別減税の二兆円を打ち切つて、医療費と薬剤費を上げて、これが二兆円、合計九兆円、これを国民所得を切つたわけですね。まさにデフレ政策をとつた。そのデフレ政策をとつた背景には経企庁の経済に対する読み、今経済はいい、悪くないという経企庁の判断あるいは大蔵省の判断、そういうものが根底にあつて橋本総理は、我々も経済は大丈夫かといつて議論したんですが、やっぱり切つて

この点について経企庁が犯した誤り、こういうものが、ここでさらっと客観的な書かれ方をしておりますが、やっぱり反省が足りないんじゃないか、これが一つ。

それからもう一つは、バブルの後遺症です。これがずっと後を引いておる。いわば第二次世界大戦で負けた日本の損失額と同じような損失を国民はこうむった、こう言われておりますが、この点についての反省がどうも足りないんじゃないか、これが二つ目。

それから三つ目に感じたのは、「需要喚起政策」というところで、「税制面では、六兆円を超える個人所得課税、法人課税の恒久的な減税に加えて、個人の住宅取得等に対する特別措置」云々と、こうなっております。

先ほどから議論されておりますように、私が申し上げたいのは、民間の就業労働者の数でいきますと、八百万円以下の給与所得者の数が全体の八六%を占めておるんです。圧倒的多数なんです。言いたいのは、ここがマイナスに、この所得が落ち込むわけです。特に私の県なんか田舎の県ですが、大分県なんです。平均所得額というのは恐らく五百万円ってないんじゃないですか、県民所得は。その個人所得の五百万のところの人がことしの二兆円二兆円の十三万七千円の減税があったのを、これを切って累進税率にするということによりまして、この層が一番響くんですが、九万三千二百五十円、年間これは増税になるわけです。要するに、この減税というのは税の公平さ、そういうものを一気に高所得者の税率を下けたというところにもどうも最大の目的があつて、景気対策は目的じゃないんじゃないか。これを心配するんです。

雇用の問題もありますし、もし景気がうまくいかなかった場合にはやっぱりここらが相当出てくる可能性がある。だから、私はその辺は、消費性向云々と言いましたけれども、ごく一部の者が消費性向が高くても、もっと圧倒的の大多数が上がない場合はこれは何にもならない。国内で国民消

費の六割を個人消費が占めております。圧倒的多数の勤労所得の実質所得、可処分所得が上がらないとこれは何にもならない。だから、ポイントを外した議論をされても、宮澤さんもよくやるんですが、あの人もよくやるんですが、本当に核心から外れたところの議論を正当化するようなやり方というのはちょっと困る。私はそう思うんです。これはよく考えていただきたい。

だから私は、もうこうしたい以上はしようがないから、あとは通産大臣と経企庁長官が頑張つていただいて、緊急にあつたプラス二兆円の定額減税をことしは緩和措置として導入すべきだと。これは今から補正を組む準備なりをして二兆円の定額減税をやるべきだと。なぜなら、先ほど言ったように、圧倒的多数のところが増税になりますから、そのことを最初に申し上げたいと思います。

短い時間で答弁していただきたいと思ひます。○国務大臣(堀田太一君) 広範な御質問をいただきました。短時間で答えるのは大変難しいのでございまして、まず第一に、この三つの波という中で、特にこの九七年の増税といひますか、消費税等を引き上げたとき、このときの経済企画庁の判断は、まことに申しわけございせんが、やはり誤つていたと言わざるを得ないと思ひます。

それは、誤つたのも理由がございまして、その前々年度が三・〇%、そしてその前の年が四・四%というかなり高い成長をしたんです。だからもう安心だと思つたわけなのでございまして、委員御指摘のように、やはりバブルの後遺症という第二の波が非常に大きくあつたこと、それからもう一つ、この成長期にちょうど携帯電話とか家庭用ファクスとかヒット商品が並んでたことが一時的な押し上げ効果があつた、この辺の構造的な見方が甘かつた。これは国民に対して経済企画庁として陳謝せざるを得ない誤解があつたといふことはそう思つております。

そして、私も、さらにバブルの問題につきましては、昨年の暮れに出しました「平成十年経済の

回顧と課題」と題するもので再び分析をいたしました。このバブルの傷跡の重みといふことを申し上げております。詳しくはそれの百七十六ページからのところをお読みいただければ私どもの反省があらわれていると思ひます。

さて、そういうことを前提にして、税制の問題でございましてけれども、四兆円の特別減税というのは非常に緊急に行われたもので、税の縦の公平さから見ても、四百九十一万円のままで、平均世帯でそれぐらいの方まで無税にするのは本当に公正だろうかどうか、これは非常に議論の分かれるところでございます。その程度の所得がある方とございまして、国に対しても幾らかやはり納税していただく方がいいんじゃないか、そうでなければ三百萬、二百萬の本当に低い人との差が出てこないといふ問題もございまして。

それで、経済の対策といたしましてどうかという点も、これもまた種々考えました。先ほどから申し上げております限界消費性向の問題もございまして、それから年齢的な問題で、例えば最近ではコンピュータの技術者とかあるいは為替のデイトラーとか技術関係の方、芸能・スポーツ関係の方で一時的に所得が高くなつて、後でかつ落ちてしまふような方になつた瞬間だけかけていいのか、あるいは中高年でやつと所得が上がつてくるか、あるいは中高年でやつと税金が高くなる、そういう形がいいのか、いろいろ検討いたしました。恒久的に考えるとすれば、今日お願いしておりますような定率減税で、諸外国に比べれば相当高い最低課税標準、教育減税等を入れますと三百九十九万円ぐらいになるのでございまして、それぐらゐから上の方は税率を下げまして八%にしてお願いするのが一番適切ではないか、そういうことをいろいろ考えました。

二兆円の戻し税のことでございましてけれども、これは財政事情等もございまして、目下今の予算を審議していただいているときに次の補正予算の話はちょっと私としてもお答えいたしかねるので御勘弁いただきたいと思ひます。

○梶原敬義君 もういろいろ言ひませんが、消費の大宗を占める層が上がつてこなきゃ、一部の人たちが幾らしてもこれはよくならない、そのことを申し上げて、次に移りたいと思ひます。

私は、もう一つの消費といふんです。通産大臣が所信の中で三本柱、こう言つて、情報と自動車と住宅ですね。私は、景気対策は公共事業とそれから住宅と減税、ここが大宗を占めると思ふんですが、この通産省の言っている情報、自動車、住宅。私は、住宅は相当手を尽くされましたから、我々もずっと主張してきたんですが、これは相当効果は出ると思ひますが、もう一つ何かを加えないとこれは先行き大変心配で、特に雇用面で、この四・何%がさらにこれが悪化するといふことになりまして、だからどこかに火をつけたら暴動が起きますよ、不満がどんどん個人に行き渡り出すと。だから、雇用失業問題といふのは非常に大事ですから、ここでも何かやらなきゃ、もう一つの消費を。

そこで、住宅に匹敵する、我々が生活する上で次に時間をその中で消費するのは車ですね。車ももう相当買いかえの時期が来ているけれども、皆さん辛抱してらるんです。ですから、機械情報産業局長も来ていますが、もうちょっと知恵を出して、本当に快適な車社会を迎えるために減税措置とか何かをもう少し考へて、燃費のいい、そしてもう少し乗り心地のいいような車に国民が、この不況の際、自然に切りかえられるようなそういう政策は急いでとれないのか、この不況な折に、そのようにひとつ思ふんです。

何かありましたら。○政府委員(広瀬勝貞君) 御指摘のとおり、自動車というのは生産誘致効果も大変大きなものでございまして、私もこの景気対策も考えまして、実は今年度自動車についての税制を相当拡充させていただいて、今、国会で御審議をお願いしているところでございまして。具体的には、低燃費の自動車あるいは低公害車の普及といふことで、自動車取得税の軽減措置を

拡充していただくということ、それからトラックの購入を促進していただくということで、中小企業の投資促進税制の中で、トラックはこれまで三八トン以上のものにつきましては対象になっておったわけですが、これを三・五トン以上のトラックについて対象にするということで、その投資促進税制の対象にしていきたいまして、このようにかなり景気の間からもいい効果がでてくるのではないかと、こう期待しているところでございます。

○梶原敬義君　そこはわかるんですが、もう一つ国民、労働者がいい車に買いかえやすいような、異常な時期ですから、そういうような知恵をこの際、期限を切っても出す必要があるのではないかと、こういうことを訴えたいんです。よろしく検討していただきたい。

それから、次ですが、この際、両大臣が閣議あたりで、渋滞箇所の解消を、これをやったらどうかと、こういう提案をしていただきたいんです。

これはもう前から言われておりますように、渋滞による時間損失というのをお金にかえまして十二兆円。私はちよつと資料を探したんですが手に入らなかったんですが、渋滞している間に燃費の消費量というのはどんどんふえます。これは環境にも悪いし、この部分を入れますと大変な金額になりますからね。景気対策でここを重点に今急いで当てるようなそういう方向を展開できないものか、このように思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(堀江太二君)　御指摘の点、十分配慮しております。今回、公共事業におきましても都市の問題をかなり重点を置いております。

例えば、空間増進計画あるいは地域戦略プラン、そして小淵総理の提唱になります二十一世紀先導プロジェクトの中には、都市の国際競争力を高めるために、効率性を高める交通、生活条件を改善するということな案も出されております。また逆に、高齢者に住みやすいように歩いて暮らせる町づくり、安心、安全、ゆとりの町づくりというようなプロジェクトも加えております。

できるだけ委員の御指摘のとおりの実現したいと思っております。

○梶原敬義君　都市といっても、地方都市でも相当渋滞のところがありますから、東京だけじゃなくて地方都市のことも。

どういふことかといいますと、川が流れますように、地方都市でも通道路路があります。国道があるんですが、支線からずつと人が集まるんです。町村道から。そして、だんだん町に、働き場に来る。ところが、途中から町まで、二車線なら二車線、一車線なら一車線、道路が変わらないんです。川の流れというのは、だんだん支流から水が集まったら、海の近くに行ったら川幅が広がるんです。道路は広くなっているんです。ここに問題があるわけですから、そういう意味で、景気対策としてぜひ急いで検討してもらわなきゃ、やっぱりこのままでは大変だという観点から申し上げておるのであります。

次に、太陽光発電です。

太陽光発電は、今回若干の補助率がよくなり、予算も少し上がっておりますが、私が知っている地方の太陽光発電の施設を世話している人を見本市みたいなものをやったら、二日間ぐらゐの見本市でつきたいという話が十八件あったそうです。本人自身がびびりしているんです。

だから、やりようによっては太陽光発電というのはもつと広がる。だから、もう少し積極的に通産省も力を入れたらいいんじゃないか。今度補助率も少しよくなりましたが、この点、いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君)　実際に住宅の屋根に太陽光で発電できる装置をつけるということは、私はエネルギー問題として大変有望なものだと思っております。

これは、立ち上りの段階でなかなか普及しません。みんなが試してなかなかいいところまでなりません。すべての方がそれを利用しようという気持ちになりますので、立ち上りのところを通産省としては支援をさせていただいて、徐々に普及していつて、あるところまで行く自動的にそれが普及していくだろう、広がっていくだろうという考え方に立つております。したがって、こゝしもそれを支援するための予算もふやしました。

私は、個人個人の家庭においては、将来のエネルギー問題を考え、コストも考えますと、有望なエネルギー源としてやはり今後とも日本の国内でより多くの住宅がこういうものを利用してくださるということが大変大事だと思っております。この普及のためには今後とも通産省、エネルギーを尽くしてまいりたいと思っております。

○委員長(須藤良太郎君)　午前の質疑はこの程度にとどめ、午後三時二十分まで休憩いたします。

午後三時二十分まで休憩いたします。

午後三時二十分再開

○委員長(須藤良太郎君)　ただいまから経済・産業委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、今泉昭君が委員を辞任され、その補欠として長谷川清君が選任されました。

○委員長(須藤良太郎君)　休憩前に引き続き、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を議題とし、通産省の行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策に関する件等について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○渡辺秀央君　今まで同僚各位は主として国内の産業政策あるいは景気問題などを中心に質疑を交わし合つてこられたように思いますが、私は、国内産業政策ももちろん極めて重要な問題でもありますが、若干の関連性を得ながらも、特に通商政策を中心に質疑を交わしたいと思っております。

いづれ、次の機会に経企庁長官あるいはまたエネルギー政策や中小企業政策等々について、それぞれの法案の中で質疑はさせていただく所存であります。

あります。きょうはそういう意味で、時間もわずか二十分でありまして、どうぞ大臣には極めて簡潔に、しかもまた要領を得た御答弁で、質問も短くしますから答弁もひとつ大体一人一回二、三分程度で簡単にお願ひをして、問題をお互いに認識し合うということの意味で大臣の過日の所信に対する質疑にいたしたいというふうに思います。

与謝野大臣の所信では、我が国と密接な相互依存関係にあるアジア経済の再生も我が国にとって重要であり、三年間で六千億円の特別円借款、政策金融、貿易保険及び技術協力も活用して、アジア経済の構造改革をできる限り支援すると述べておられました。

そこで何うのでありますか、アジアに対する政策金融として、私は、昨年九月三十日だったと思うのですが、当委員会でも小淵総理に、日本の経済再生はすなわち金融の再生にもつながるけれども、同時にいわゆる国内経済の再生という意味で一つの問題提起をいたしましたのであります。

それは、国際的視点から日本の国内経済の再生も考えていかなければならないと思う。たしか大臣もそのとき同席しておられたと思うのでありますが、そういう意味でアジアの金融、経済の安定は欠かせない喫緊の政策である。したがって、経済安定化ファンド、あるいは私はあのときたしか小淵ファンドと表現したと思うのですが、思い切つてそういう骨太の政策を創設してアジアに対してアピールをしたかどうか、そう申し上げましたのであります。大変恐縮ながら、総理から直ちに反応をいただきました。大蔵省からも反応をいただきました。

十月三日のG7、ワシントンでの会合で、大蔵大臣から三百億ドルの新宮澤構想として発表されました。さらに、十二月には小淵総理はベトナムのハノイで優遇金利の特別枠の特別円借款を実行すると述べておられる。いづれも非常に時宜にかなった適切な施策であり、決断と実行力に私は敬意を表するところであります。恐らく通商政策の一環として与謝野大臣初通産省のいろいろな

努力のたまものであったというふうにも思います。そこで、新官庁構想への支援要請が今日さらにタイとかあるいはインドネシアなどから寄せられていると報じられていますが、インドネシアの安定化という方向も見ながらということでありまして、この問題について現状はどのようなふうになっているか。あるいはまた、特別円借款への要請もどうなっているのかということ、現状について全く事務的にちよつとお聞きをしておきたいというふうに思います。それが第一点であります。二点目として、その官庁構想なりあるいは特別円借款による各国支援の経済的な効果はどうなっているか、いわゆる効果です。

とりわけ、具体的に効果の上がった国としては、平成九年十二月にIMFとの協調融資で百億ドルを支援した韓国だと私は思うんです。最近では、韓国においては国民が一人一人大変な努力をして、ドルを持ち出しあるいは金を供出したたりして国家に貢献しているのは耳新しいところでありまして、産業界は財閥の構造改革を推進し、金融業界は韓国では統合再編成の合わせわざで、見事ないわゆる政治主導の形が日本のそういう協力と相まって効果を上げてきているというふうに思います。

私は、そういった韓国の状況が我が国の努力あるいは協力によって順調にいつていることは大変な喜びでありますし、また、最も近い国に幾ばくかのお役に立てたことは日韓両国の関係をより一層緊密にすることで大変に結構なことだと思っております。過日も、日韓議員連盟あるいはまた両国の議員同士の日韓サッカークの試合などでお見えになられた朴泰俊総裁がその席でこのことを大変感謝しておられました。

私は、景気回復基調の韓国においても、そういうものの確たる景気回復にはあともう一歩ではないかというふうな感じもいたします。しかも、そういう中であるにもかかわらず、昨日だったと思うんですが、国際決済銀行の調査によると、日米欧の主要国の銀行がアジア、中南米などから資

金を引き揚げる動きが加速していると報じています。韓国とタイなど経済の立て直しと比較的進んでいる国からも資金流出が続いていると報告されているようでもあります。

こうした状況を考えると、今一番大事なときに日本の資本が引き揚げるようなことになったら、日韓両国あるいはアジア各国との本当の信頼関係が再び崩壊していくのではないかと。一番懸念されるのがどうも今日あらわれようとしているような感じがしてなりません。特に、日韓両国の再出発のためにぜひひとつやり直そうとしておいでになった金大中大統領の基本姿勢に日本側からブレーキをかけることになるようなことにならないか、そんな懸念もするわけであります。

私は、日本の国内は、きのう金融機関に七兆四千五百九十二億円の公的資金を導入しているわけで、全く整合性がないように思うんです。このあたりで少し通商政策あるいは外交あるいは国内政策はそういう整合性を持ってやっていかなければならぬと思うんですが、どうも日本の国力が総合的に合わせわざで行えるような状態になっていないような面が見られるので憂えて一人である。私は、そういう面から考えてみても、今はアジアに対し、あるいはまたせつかく軌道に乗ってきた各国の経済状況をにらんで、むしろファンドを増額する、あるいは円借款など多様な協力をしていくという時期ではないのか、逆にそんなふうにするんです。

経済関係として、与謝野大臣の御見解を簡潔に承りたい、こう思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 二点簡単に答えを申し上げます。まずアジアにおける経済危機、これは通貨危機はタイから始まって各国に伝染いたしました。これはとりあえず終息して、現在は金利が低下し、貿易黒字増加など明るい材料も見られるようになったと考えております。しかしながら、信用収縮や雇用不安増大など、実体経済の低迷は深刻化しているのが実態でございます。こういうことをきちんと理解をした上で、次の

ような政策に取り組んでおります。

まず、アジアに対しては、昨年九月末までに表明した四百三十億ドルの支援に、新官庁構想による輸銀融資、円借款等の支援やアジア通貨危機支援資金、十一月の緊急経済対策で表明しました一万人研修等、さらに十二月に表明した特別円借款を加え、総額八百億ドル強に上る支援を表明し、着実に実施しているところでございます。

また、アジア経済を回復させるために、我が国経済の再生が重要であるとの認識に基づきまして、経済再生の施策等を着実に実行することによりまして、一刻も早く我が国の経済を成長軌道に乗せるよう全力を尽くしてまいりたいと思っております。

次に、日本、米国、欧州の銀行からアジア、中南米に対する融資残高が減少していると、こういう御質問でございますが、確かに昨日発表されました国際決済銀行の四半期報告によれば、昨年九月末までの主要先進十八カ国の銀行のアジア、中南米向けの融資残高は減少しているというふうに承知をしております。

通産省といたしましては、民間銀行による対応だけではアジア経済の安定化を実現することは困難であることにかんがみまして、これまで果実にわたってアジア諸国の現地日系企業等に対する資金支援に取り組んでまいりました。

具体的には、中小企業金融公庫などによる本邦親企業経由の現地子会社向け融資制度の創設、第二には貿易保険の積極的な引き受け、第三には日本輸出入銀行による投資金融やアントイドローンの拡充、この三点に現在取り組んでいるところでございます。

○渡辺秀央君 私が先ほど申し上げたように、要するに国内で金融対策をやっているにもかかわらず、民間金融機関がせつかく軌道に乗ろうとしていない。民間金融機関が通産省がそういう保険とかあるいはそういう協力をやっているから、それに甘えて民間が引き揚げてしまうというんじやこれは何

にもならないので、そのことを申し上げているのであって、ぜひそれは通産大臣から大蔵大臣あるいはまた外務等々ともそういう点についての協調、あるいはまた国内政策と国際政策、アジア政策との整合性等々によってぜひ強力に推進していただくようお願いを申し上げ、期待を申し上げます。

次に、少しアメリカとの問題について、私、せつかくの経済・産業委員会ですから、時間がなくなってきましたが、少しこの場でいわゆる対米関係について我々も議論をしておかないといけないと思うんです。

それは、通産大臣が単身で行って、国内で、議会でもバックアップのない通商政策などというのはあり得ない。そういう意味で、少し苦言も入るかも知れませんが、あえて私は申し上げておきたいと思ひます。

我が国の主要な貿易相手国の貿易政策の問題点を明らかにして、通産省は当該国に対して撤廃、改善を促すために、一九九二年以来、毎年不正貿易報告書を公表しているが、特に米国に関する不正貿易についてどのような改善が見られるか、まずお伺いをいたしたいと思ひますが、これを言う時間が長くなりますので、多少私の方は承知しておりますから、その点については答弁は結構です。

また、我が国は昨年の十月、米国の規制緩和に関する日本国政府の要望事項を米国政府に伝達している。その中で、米国について改善すべき問題が指摘されています。

そのほか、毛織物の関税率については、米国が九八年、現在三一・七％と、我が国の九・六％に比べてはるかに高く設定。これは日米繊維交渉のときからもう依然としてこの格差は縮まっていない。

私の郷土新潟県は、この繊維産業が盛んなところでありまして、その大きな犠牲に今日まであえていきていくわけでありますが、いつまでたってもなかなか正されない。化合繊維織物は一六・

二%に比べて我が国は六・四%。合繊ニットなどはアメリカで三三・三%の関税であるというような状態でありまして、これは化合繊維織物はほとんど輸出できない。あるいはまた毛織物も輸出できないというような状態になっている。しかし、この間アメリカでは、日本のあるいは開発途上国も含めてでしょう、そういうところの輸入規制を米国の国として図っているが、自分の国の産業を再生化させる。その時間の余裕の中で、アメリカの繊維産業は壊滅したんではないかと言われているのが、いつの間にか再生している。

こういう状況であって、私は、このウルグアイ・ラウンドで徐々に下げてきていることはわかっていますよ、毎年下げてきているのはわかって言っているんです。しかし、その下げ率は問題にならぬということも言っているんです。だから、これは日本の政府として強力に申し入れられたらいかかと。日本のことばかりアメリカはいろんなことを言ってくるけれども、私は、どうも自分のことを棚に上げて相手の問題のみ攻撃してくるアメリカのやり方に対しては、余り納得できない。という意味で、実は大いに激励を申し上げて、世界におけるアメリカの姿勢を少し正していけたらいかかと。日本は被害者の一国でもあるということも申し上げておきたいと思うのであります。

そういう意味で、日米間において、さらには経済問題としては、これは若干耳が痛いことがあるかわかりませんが、私の記憶で、一九六〇年代の今言った繊維、鉄鋼の通商問題から始まったと言ったものでいいだろうと思うんですが、その後、我が国からの工作機械、自動車、ビデオ、半導体などの輸出について多くの交渉が持たれて今日に至っております。

日米の全体的な枠組みの交渉としては、一九八〇年代のMOSS協定、九〇年代の日米構造協議、そして現在は日米包括経済協議という場が設けられていることは御存じのとおりであります。この包括協議の場で、知的所有権の問題を初めとして政府調達、板ガラス、金融サービス、保険、航空

問題など、あるいは私自身もかつては携わったことがありますが、半導体、NTT調達問題など、まさに経済全般が包括的に協議され決着を見てきていることもこれはよく承知をいたしております。

そして、今から三年前の九七年のデンバー・サミットの際の日米首脳会談において、規制緩和及び競争政策に対する対話と努力が強化されることと決定され、そのために上級会合と専門家会合が設置されることになったと承っております。この上級会合には、日本側から外務省の原口審議官、米国からフィッツシャー通商代表部次席代表が議長として、また専門家会合は双方から関係省の代表によって構成されていると聞いております。

ところで、先刻申し上げたように、一九八六年の日米半導体交渉のとき、当時の通産省の幹部は、対米交渉の全般にわたってその最前線で大変な活躍をいたしました。タフネゴシエーターと言われたような経緯もありました。こんなことはお互いに記憶に極めて鮮明なわけでありまして。

私の偏見あるいはまた断片的な見方かも知れませんが、今回の専門家会合における通産省の参加の仕方を見ると、規制緩和、競争政策など、作業部会における競争政策及び流通などの構造的問題だけしか関与しておられないように見られてならないのであります。それも、外務省、大蔵省、運輸省、公正取引委員会との共同議長にすぎないと言っても過言ではないのではないかと懸念される。関係各省にまたがる分野横断的問題であることはわかるけれども、これで果たして対米交渉、通商交渉が通産省として強力にやれるのでありましようかということも申し上げたいのであります。

その作業部会の取り扱う問題のうち、透明性及び他の政府慣行に関連する問題については、日本側は外務省、米側は商務省となっている。米側が日本の通産省に当たる商務省で、日本側はなぜ通産省でなく外務省なのか。その点もこれはもう外務省と通産省の年々ある問題があることもわかって私はあえて申し上げているんです

が、しかしそれはもう全般的にそんなことを言っている段階ではない。実際の当事者が前に立って外交をやらなかつたら迫力も欠ける。特に与謝野大臣は語学も堪能ですから、遠慮しないで大いに前に出ておやりになったらどうかという意味で、このままでは少し懸念される。アメリカに足元を見られて交渉の場ではどうも一方的に押しまくられてしまふのではないかと私は危惧いたします。米国の対等の立場で交渉しようとするなら、かつての半導体交渉の代表的な例のように、外務官僚に全部任せないで通産省が率先して通産政策をせひひとつしかりと対米交渉に反映していったらいかかというのを激励したことがた申し上げて、御意見を承って、時間でありまうから、終わりたいと思います。

○国務大臣(与謝野野郎) 日米の間にはいろいろな日米関係がございますが、通商関係もその大事なものの一つでございます。とは申しまして、過去いろいろな日米両国間で解決しなければならぬ問題もあつたことも確かでございますし、これからは日米間で解決をしなければならぬ問題も出てきております。

我々の態度というのははっきりしております。日米友好関係を崩さないということも一つでございますし、またWTOを初めとした各国で参加している通商に関する国際的なルールを守っていきながら日本の立場を主張するということも我々の原則的な立場でございます。これはもうアメリカもヨーロッパも日本も同じ立場であろうと思ひますが、やはりそれぞれの国にはそれぞれの社会、経済、政治的な状況もございます。それぞれのテーマによつては交渉の仕方も違いますけれども、我々としては、日米関係も守り、なおかつ国際ルールも守り、そういう中できちんとした日本の立場を主張してまいりたい、そのように思っております。

○水野誠一君 私は、大臣の所信表明に沿って幾つかお尋ねをしたいと思います。大臣が所信表明で挙げられました諸課題、これ

はそれぞれ非常に興味され整理された諸課題であると理解をしておりますが、一方ではこういった項目が本当にどれだけ実現されていくのかということが非常に重要だと思っております。

なぜならば、平成十一年度予算案、この全体を見ますと、一般会計八十一兆円、伸び率五・四%という大変積極財政を、しかも前年度当初予算の二倍の三十一兆円の公債発行の上に積み上げたという、こういう予算になっております。

大蔵省は張り詰めた予算配分であるということ強調しておりますが、一方、市場の反応を見ていくと、長期金利の上昇などにも見られますように、必ずしもこの予算あるいは今後の経済政策のあり方に対して経済、マーケットが期待感を本当に持っているのかどうか、この辺についてはやや私なりの不安を持っているところでございます。

そこで、私は、通産大臣の所信表明の中で、特に第七の課題として述べられました「環境・エネルギー制約への挑戦」という部分、ここに注目したいと思ひます。循環型経済システムの構築を目指し、地球温暖化問題へ取り組み、リサイクルシステムの構築を一層推進する、こう言われているわけですが、その具体的なイメージをもう少し伺ってみたいと思ひます。

二十世紀というのを振り返って見た場合に、私は、どういう時代か、一言で言うにはどんな表現がいいのかということを考えてみたわけですが、確かに二十世紀というのは科学技術の進歩の時代、原子力あり、宇宙開発ありと非常に多彩な進歩があつた。

しかし、最後の十年間に限っていうならば、コンピュータの進化による、つまり情報通信技術の飛躍的な進化、これが二十世紀最後の特徴的なことだったんじゃないかなと私は思ふわけでありまう。しかし、我々が振り返るこの十年間で見えてまいりましても、日本というのはどうしてもハード志向、ハードでは大変なすぐれた技術を発揮するけれども、ソフトの面では残念ながらやはりア

アメリカにおくれをとっている、通信技術におけるデファクトスタンダードというものを日本が本當に手中におさめることができなかった、こういう反省が私なりにあるわけだ。

そこで考えますと、では二十一世紀というのは何の分野で本當に競争すべきかということなんです、私はもちろん、情報通信というのはまだまだあきらめてはいけない一つの重要分野だと思ふんですが、それ以上に重要なのは環境技術じゃないか。すなわち、環境経済、この分野において我々は世界のデファクトスタンダードをとっていく、あるいは環境先進企業として世界に大きく売り込んでいく、こういうことがやはり現実的課題として一番重要なテーマではないかと思うわけであり、もちろん、二十一世紀というのは、人口問題あり、食糧問題あり、あるいは宇宙開発、エネルギー開発問題ありという、いろいろな課題があるんですが、これはすべて環境問題ということに帰着するんです。

そういう意味からも、本當に大蔵省がめり張りのある政策だということを言うのであれば、また通産省が本當にめり張りのある政策を今後お考えになるということの上では、ぜひ環境技術開発というところにもっと力を入れていただきたい、こういう希望を持ってお尋ねしたいと思うわけです。

私は、最近特に大事なことは、エコロジックとエコノミーとよく言われますが、ややもすると二十世紀ではこれは相矛盾することであって、景気の悪いところにエコロジック、エコロジックなんて余り言うなと言われたこともありまして、そのエコロジックに配慮するとエコノミー性といいますが経済性がややもすると退化する、こんな考え方もあった。しかし、これは二十一世紀では完全に両立させていかなければいけないということの中に恐らく、通産省も言っておられますが、新しい環境経済社会という、こういうものの姿が見えてくるのではないか、循環型経済社会と言つてもよろしいと思ひますが、ここについてどんな具体的なビジョンをお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

○国務大臣（与謝野馨君） 先生御指摘になられましたように、この地球上で何人人間が生活できるかというのは、昔はマルサスの人口論で多分農業生産がその上限を決めるだろうと言われてまいりましたけれども、ここ二十年ぐらい人類が環境問題に大変関心を持ち、また日本ではそれぞれいろいろな対応をしてまいりましたが、環境と人口、環境と資源とか、いろいろな観点から物々考えていかなければならない時代になってきておると思ひます。

現在の人口の状況は、日本は人口が減っていくというふうには予想されておりますけれども、世界の人口の増加というのは年に一億人を越えたぐらゐのところで毎年ふえていっております。こういう状況ですと、人類の営みというのはやはり経済と申しますか資源によつて制約されるという部分もありまして、また環境によつて制約される部分も出てくるということは当然のことであろうと思つております。

日本だけの立場でいえば、先生が今御指摘になつたような循環型経済というものをづくり上げる必要がある。これは人々のライフスタイルの問題もありますけれども、やはり技術で支えられていくような資源の循環のやり方、また制度によつて資源を循環させるというやり方、いろいろな方法がありますが、今のままで資源とエネルギーを多消費するような産業構造あるいは生活というものが持続できるということは、資源の制約あるいは環境に対する負荷から考えて到底私は考えられないと思つております。

そこで、世界に対してデファクトスタンダードをつくれ、日本が率先していろいろな技術を開発しろと。これは大変いい考え方でございますし、省エネ技術をとつてもそうですし、また廃棄物の処理の仕方あるいはリサイクルの仕方、こういうものは大いに通産省としては力を入れていくつもりでございますが、先進国の一つでございます日本が率先してそういうことを行い、また各国の方々が使えるような技術を開発するということは

大変重要なことだろうと思つております。例えば、石炭一つとりましても、粗鉱の中から硫黄分を取り除くような技術というのはすぐれて日本が持つておりまして、こういうものも積極的に各国に提供するというのは人類に対する貢献の一つだ、そのように思つております。

○水野誠一君 ありがとうございます。特にエコロジックとエコノミー、つまり経済性と環境性というものをどう両立させていくかといういろいろな試みが民間企業でも随分出てまいりました。私も最近見た記事の中で大変おもしろいと思ひましたのが、一九九五年に特定フロン全廃の規制ができたわけでございますが、これを逆ばねにして大いに企業経営のコストダウンをしたという例がございます。

これは、NECという会社が、いわゆる精密機器部品あるいは半導体、これをつくる過程でフロンガスを使つて洗浄していた。精密部品というのはほとんどフロンで洗浄するということが常識だったわけですが、この工程をやめる。つまり、無洗浄でプリントできるレーザー捺印機という機械を導入した。これは確かに五十億を超える投資がかかった。しかし、それによつてフロンでの洗浄過程が省略できたということ、不良品率が著しく下がったということ、何と三年足らずでこの五十億の投資を回収できる。その後はもう完全にコストダウンというメリットだけが残るというような事例が紹介をされておりました。

こういった技術開発、これは実は必ずしもこういった大企業が取り組んでいるものだけではなくて、中小企業でありながら非常に技術のすぐれた企業がこういった開発に取り組んでいるという事例も多いわけでありまして、こういった成功事例ばかりではない。やはりなかなか開発に金も手間も時間もかかる。まして今のように経済状況がよくないときに、そういった開発に対してよ

もちろん、いろいろ補助金のこともおやりになつていらっしゃる、いろいろなシステムをお考えになつていらっしゃることは承知しておりますが、その中で、やはり特に税制上の優遇措置、こういったものも含めた相当ダイナミックな政策というものがさらに必要なんじゃないかと私は思ふんですが、その点についていかがでございますでしょうか。

○政府委員（太田信一郎君） 循環型の経済システムをつくっていくことは、今、水野先生がおっしゃつたように大変重要な課題だと考えております。昨年の六月から、私も産業構造審議会の場であつかうことが議論をしていただいております。ことし六月ごろには御報告をまとめていただいで、それに基づいてまた必要な施策を打ち出していきたく思つておりますが、当然のことながら、今先生言われましたように、技術開発あるいはいろいろな意味での税制あるいは融資等の助成措置をこれまでも講じているところでございます。

若干申し上げますと、例えばエコタウン事業というのをやっておりますけれども、これは厚生省さんと一緒にやっております、例えばPETボトルの工場をつくるとかあるいはRDF発電の設備をつくるとその二分の一を補助させていただくとか、あるいは企業から提案公募型で、これは中小企業も含めていろいろなアイデアを技術開発について出しているわけで、これに対してNEDOから委託をするというような助成もしているところでございます。

いずれにしても、税制、金融、あるいは補助金等を組み合わせて、かつ一番大事なのは、やはりイメージをはつきりさせる、国としてこういう方向に向かつていくんだということをきちんとしてメッセージとして国民、事業者と与えることが重要だと思つておりますので、先ほど申しましたような審議会の意見等を踏まえて、私もさらには充実した施策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

○水野誠一君 もう一つ手短かに伺いたいと思います。

通産大臣の所信表明の中で、二番目に挙げられたテーマ、つまり「産業再生に向けた政策手段」という部分にも大変重要な意味が含まれていると私は考えます。新事業の創出を促す各種支援及びその一環として知的財産の法的保護の強化、さらに高度情報通信社会構築に向けた重点投資などの施策には、旧来の公共事業依存型支出からの脱却を図って、より成長力のある新しい日本の産業を日本経済の中で重要な位置づけにしていきたいという大臣の強い願いが込められているのではないかと感ずるわけであります。

産業構造の転換ということ、これはやはり三十年、五十年、百年というロングスパンで考えていくこと、これが私は重要だと思っております。国全体がこういったまさに循環型経済の時代に、さらに過剰な設備を抱え込むというようなことは非常に問題があると私は思うわけでありますが、いろいろこういった大きなパラダイムシフト、転換をする痛み、あるいは障害というものも大きい。こういう中で、大臣のお考えになる転換の方向性ということ、直近、来年、再来年というようなテーマではなくて、大きな将来像としてどんなイメージをお考えになっているのか、最後に伺って終わりたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨) 産業構造の転換というのは、そう簡単なことではないだろうと思っておりますが、二十一世紀を目前にした日本としてはどうしてもやらなければならない重要なチャレンジであると思っております。

先生が御質問の中で指摘されましたように、まず一つは過去のことの清算ということが必要でございます。それは、例えば過剰設備を抱えているというようなところは、過剰設備を抱えること自体によって企業の決算上は大変負担になって、それが十分な企業活動を行えるような環境をつくっていないというようなこともございます。ですから、設備の面でもあるいは過剰に人員を抱えている

という問題も当然それに付随してまいります。そういうときに、外科的に物事をやっていいのかという問題もありまして、私は、過剰設備の解消あるいは過剰人員の解消ということもやはり相当緩やかに、大胆にはやらなければならないんですが、もろもろのことに配慮してやっていかなければならないと思っております。

設備過剰に対してどういうことができるかといえば、税制上どういふことができるのか、あるいは資金手当ての上でどういふことができるのかという点も、いわば一種のセーフティーネットとして考えなければなりません。過剰雇用といえますけれども、私は、リストラストラといって企業が雇用している人間をどんどん外に出すということには余り賛成できない。むしろ、その企業の中で他の分野、あるいは他の分野に企業活動を広げていく吸収していただくということがベストだろうと思っております。そのための再訓練も企業の中で行っていくということが社会問題を起こさない大事なところだろうと思っております。いづれにしても、雇用の問題も社会的なセーフティーネットというのを考えていかなければならないことだと思っております。

そういう過去の清算に加えまして、将来二十一世紀に日本はどうなるのかという問題が残っておりますが、我々としては、新しい技術、新しい企業等々をどんどんつくり出していかねければならないと思っております。新しい技術とか新しい企業をつくり出すというのは、やはり日本が国際経済社会の中である種の競争力を維持する、その中で我々日本人全体が生活の糧を得ていくために必要な経済活動ができる。その根本はやはり国際経済社会の中におけるある種の特色とか競争力とか独自性とか、そういうことが求められているのだらうと思っております。

○水野誠一君 終わります。

○加納時男君 自由民主党の加納時男でございます。きょう午前中に山下委員からだったと思っております。

が、中小企業の金融安定化特別保証制度について質問があり、非常に効果が上がっているという大臣の御回答がありました。全体として確かに大きな効果が上がっていると思うんですが、特徴といえますか、月次の動きですとか現在までの状況からどういふ御印象を持っていますか、おっしゃるでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨) 現状に関するお尋ねですが、昨年十月から実施しております特別保証の承諾件数は三月五日現在で六十八万九千件、約十社に一社、承諾金額は十三兆五千億円の到達いたしました。

○加納時男君 月次の動きはどうでしょうか。今おっしゃった十三・五兆円というのは累積だと思っております。これは長官にお願したいと思うんですが、十月から二月までどんなぐあいででしょうか。

○政府委員(鶴田勝彦) ただいま大臣の方からお話を申し上げました六十八万九千件で十三兆四千七百億円で、これが十月から二月までの累計でございます。

月別に追いますと、一言で申し上げます、通常保証の場合ですと年末の資金需要が高いものですから十二月にピークを打つわけですが、本保証制度につきましては十一月にピークを打っております。それに加えて、一月、二月、三月の初めにかけて保証需要の方は鎮静化をいたしております。

数字で申し上げますと、承諾ベースでございますが、十月が件数九万七千件、二兆六千億円でございまして、十一月に至りましてピークを打ちまして、件数約二十二万件、四兆六千億円になっております。十二月になりますと、金額の方に限って申し上げます、十二億でございますが、十一月の四兆六千億に対して四兆円に落ちております。一月、二月はそれぞれ一兆円を切っております。九千七百億円、九千八百億円という流れになっております。

○加納時男君 ありがとうございます。

実は、私、商工会議所とか中小企業の方とちょっとお会いして状況を伺っております。十月、十一月、十二月は保証協会も行列で大変だったわけでありまして、確かにおっしゃるとおり、一月は落ちついてきているということでもあります。これをどう読むかなんてですが、おっしゃったように、七十万件近い申し込みということは、中小企業六百数十万ですから約一割を超える中小企業の方がこれを利用した、そしてまた十二月に非常に懸念されておりました年末の資金手当てがめどがついたので十二月の終わりに減ったのかなと思っております。そういう認識でいいのでしょうか。あわせて、間もなく年度末、三月末を迎えますけれども、きょう現在の印象はどうでしょうか。

○政府委員(鶴田勝彦) いずれにいたしまして、特別保証制度は私も初めて運用する制度でございますので、分析ないし先を読むのがなかなか難しいわけでございますが、いろいろ中小企業団体とかあるいは中小企業関係者のお話を私が聞く限りでは、必要な資金手当てにつきましては一応かなり手当てができてきている、大変助かっているというところで、いろいろ苦情相談窓口がございまして、御不満の件数も減ってきている状況にございます。したがって、委員仰せられたように、かなりのペースで浸透してきているのではないかと一つのございます。

ただ、御指摘にもございました三月の年度末の資金需要でございますが、これについてはある程度、一月、二月の一兆円弱のペースよりは伸びるのではありませんかという気持ちを持っておりますが、また別の情報では、年度末の資金需要についても早目早目に手当てをされておられるというふうなお話もございまして、この点についてはなかなか予測が難しいところだと考えております。

○加納時男君 ありがとうございます。これの一つの成果といえますか効果として、私は倒産率というのに非常に注目しているわけであり

商工リサーチですとか帝國データバンクのデータを見ていますわけでありすけれども、十一月、十二月、一月と件数から見ると激減しているわけですね。前年比で十一月がマイナス六%、十二月がマイナス三%、一月がマイナス三%、これは商工リサーチの調べでありますけれども、件数は大幅に減っている。金額は、たまたま一月に日債銀モーゲージの関連会社の倒産があったので一月だけ多くなっていますが、特殊要因を外してみると非常にこれは効果が上がったのかなと思うんですけれども、その辺はどういう認識でしょうか。

○政府委員(橋田勝彦君) 貸し渋り対応保証制度の運用といいますか利用実績との関係で申し上げまして、確かに倒産件数の方が十月をピークに激減しております。

具体的に申し上げますと、昨年の十月には中小企業で千六百六十八件の倒産がございましたが、十一月、十二月と千三百二十一件、千八百八件、一月に至っては九百五十九件ということで、千件を割る状況になっております。

これは、過去五年間の平均の中小企業の倒産件数というのを計算いたしましたものと直近五年間で千三百件でございますので、その水準をかなり下回ってきておりますので、貸し渋り対応保証制度の本来の趣旨、つなぎ融資、つなぎ保証ができるという効果は相当上がったのではないかと考えております。

○加納時男君 今いい話が随分続いたわけですが、心配なことも幾つかあるわけですね。

一つは、返済に当たって、私の記憶ではたしか最大据え置き一年というのがあったと思うんですが、ところが実際はもう一カ月か二カ月の据え置きで返済が始まってくる。また、返す方だつて余りためちやうよりも早く返した方がいいわけですね。早く返すのはいいんですけど、そのことが今後、例えば事故率だと代位弁済率の増加につながるのではないかとというのが一つの心配であります。

二つ目の心配は、非常に今好評発売中がいいん

ですけれども、さつき承諾ベースで十三・五兆と言われたんですけれども、申し込みベースは恐らく十五兆を超えていると思うんです。そうすると二十兆のうち、二十兆というのは来年三月までの枠です、ですから二十兆を超えちゃうんじゃないかとこの心配もあるわけですね。二十兆を超えるならば閣議了解が何かでまた枠をふやすとか手は打てるのかもしれないけれども、こういう非常に好

評発売はいいけれども、二十兆を超えるのじゃないかというのと、それから返済に当たって、事故率を一〇%というふうに今回設計してありますけれども、事故率が今のくらいで、増加の気配があるのかどうか教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(橋田勝彦君) 昨年十月に発足しましたこの制度自身についての事故率はまだ統計がとれる状況には至っておりません。ただ、制度設計のときに申し上げましたように、これは過去平成五年度から眺めてみますと、従来の一般保証制度では、代位弁済率、いわば事故率というのが平成五年度から平成八年度にかけましては約一・五%でございました。平成九年度には一・七%と、流れとしては右肩上がりで増勢にございます。

本件、貸し渋り対応保証制度につきましては一〇%程度の事故率を前提に制度設計をいたしておりますが、今後中小企業をめぐる金融情勢あるいはマクロの経済情勢がどうなるかによって相当影響を受ける、そういったたぐいの性格のものだと思ひます。

○加納時男君 ちよつと意地の悪いことを言つて悪いんですけど、一・五とか一・七とおっしゃっているのは、今のお話だと平成五年から九年ぐらいでしよう。私が一番心配なのは、この委員会でも取り上げたんですけれども、平成十年に入つてからの話なんです、事故率は。

去年四月、六月、それから七月、八月と上がったのじゃないかと思うんですけれども、もしお手元に数字があったら教えてください。

○政府委員(橋田勝彦君) 代位弁済率というのは年度間で計算をいたしております、平成十年度

の場合ですと当該年度の代位弁済額を分子に置きまして、分母の方に保証債務残高という平残を出すわけでありまして、したがって、ちよつと月別では私のところに手元には数字がございませんで御容赦をお願いしたいと思います。

○加納時男君 ないというのを聞いてもしようがないんですけれども、常識で考えたら平残なんですぐわかるんだし、代位弁済件数もすぐわかるので毎月すぐわかるそうだと私は思ひますけれども、特殊な世界にいらつしやるのかもしれません。企業だつたらすぐこんなのは毎月、毎週のようにわかる一番大事な数字かと思ひます。失礼なことを言つて済みませんけれども、今後なるべく早く教えてほしいということだけ注文して、きょうはそれ以上は追わないことにさせていただきます。

この問題は、実は去年いろいろ同僚議員と一緒に注文をつけた。さうくばらんに言ひましてよくやってくれたと思ひます。中小企業の人々の声を聞いたならば、こんなことを言つていました。今まで国というのは当てにならなかつたけれども、国の施策でこんな効果があったものは初めてだということをおは中小企業の方から現実に関きました。そういう意味では実によくやってくれたと思ひますけれども、先ほど申し上げたように、今後いろいろな課題が、まだ心配なこともありますので注目してやっていきたいと思つております。

大臣の所信に沿つて次の質問に移つてみたいと思ひますが、PRTRのことでございます。特定化学物質の環境への排出量等の把握及び管理の促進に関する法律案であります。これはまだ法案の提出に至つていないと思ひますけれども、大臣の所信を読ませていただいて、その中にありましたので、その範囲で質問させていただくということをお願いしたいと思ひます。

実は、化学物質というのは非常に我々にとって有用なものでありますけれども、数が非常に多い、数方に及ぶ化学物質があつて、しかも人間の健康に対してどういふ悪影響があつてどの程度の量を

とつたならば影響があるのかというのがわからない、またどの病気とどの化学物質という因果関係もよくわからないものがたくさんあるわけであり

ます。

今回の法案のねらいというのは、私が理解しているところでは、OECDで提案しておりますPRTR、化学物質の排出ですとか貯蔵ですとか移動だとかについてのデータを企業が自主的に調査して管理してそれを発表するということでありまして、次々と化学物質が移転していくときに、MSDSと言つておりますけれども、データシートをつけてユーザーの方にも情報をわからせるんだという、これは実は画期的な制度だと思ひます。そういう意味で、大臣が先週わざわざこの問題に触れたと思つてゐるわけでございます。

私は、この法案自体は非常にいいと思ひますけれども、心配なことが一つありますのは、データだけが表へばんと出まして、片仮名のある物質が何グラム出た、これはだれもわからないわけですね、それでどうなのというのはいらないわけ

あります。

思い起こすと十八年前であります。一九八一年にピコキリー事件というのがありました。大臣も御存じかと思ひますけれども、日本原電の敦賀というところで廃液が漏れまして、コバルト60だとかマンガン54というのがホンダワラにくつたわけですね。魚には入らなかつたんですけどもホンダワラにくつたというので、あの記者会見をやつて、放射能漏れが大騒ぎになったわけですね、漁業に対しても被害が、被害というのは風評の被害であります、出て大騒ぎになりました。

それで、調べてみたら、実際はホンダワラについた量は微量であつて、毎日ホンダワラを三十グラム一年間食べても全然何ともない、自然界の何万分之一といった小さなものだというのは後でわかつてお笑いになつてしまつたんですけれども、当該の漁業者にとってはお笑いどころじゃないし、海水浴客も減つてしまつて大騒ぎだつたわけ

そういう愚かなことをまたやったわけでありま
す。それは大臣のせいでは決してないんですけれ
ども、テレビのせいなんですから、今回のピ
コグラム事件でございす。前回はピコキュリー、
今回はピコグラム。ピコというの、御存じのと
おり一兆分の一でありまして、これは今回の場合
にはダイオキシンがある野菜にくっついていた
と。野菜というのが〇・六四から三・八ピコグラ
ム・パー・キログラムというふうな単位なんです
けれども、このピコグラムとかいってもこれまた
わからないわけです。そこでまた大騒ぎになって、
農家が大打撃を受けたわけでありま。

話を戻すと、大事なことは、あのお茶なんて幾
ら飲んだって全然影響のない量だったんですけれ
ども、そういうことが数字だけ出ると世の中に大
変な混乱を起こすので、これは質問になりますけ
れども、PRTをやる時にはぜひともハザード
データといいますが、どういう特質があるんだ、
それを一定の量、どのぐらいの量をとったならば
どういふ影響があるのかないのか、こういふこと
とは国民にとっては物すごく大事なことでありま
すし、下手をするとまた大騒ぎが起きかねません
ので、これを実施するのは結構なんですけれども、
そのときにはぜひともリスク評価とかリスクコ
ミュニケーションというのをしっかりとやっていた
だきたいと思つてゐるわけでございます。

これは大きな話で結構なんですけれども、大臣
の所信といいますが、その辺を教えていただけた
らと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 御指摘のとおり、PRT
の実施に当たっては、数字のひとり歩きを可
能な限り防ぎ、リスク評価、リスク管理を事業者
自身が適切かつ効率的に行えるようハザードデー
タを充実することが重要であると認識しておりま
す。

近く国会に提出する予定の法律案につきまして
は、化学物質の性状及び取り扱いに関する情報に
係るデータベースの整備及びその利用の促進に国
が努めること、第二には、化学物質の排出状況に

関する国民の理解を得られるよう国及び地方公共
団体が努めること、第三には、国民の理解を深め
るために必要となる人材の養成に国及び地方公共
団体が努めること等の規定を盛り込むこととして
おり、国としてはハザードデータの充実を努め
るとともに、事業者はもとより国民に対して広く化
学物質の性状及び取り扱いに関する情報提供に努
めてまいることとしておりま。

○加納時男君 ありがとうございます。ぜひそ
の御覚悟で取り組んでいただくようお願いいた
します。

大臣の所信の第七というところに移つてみたい
と思ふんですけれども、「環境・エネルギー制約
への挑戦」の中で、原子炉等規制法の改正が入つ
ております。これは恐らく文教・科学委員会が審
議するんじゃないかと思ひますので、恐らくきよ
うが最後のチャンスかと思ひますので、ちよつと一言
だけ触れさせていたしたいと思います。

原子炉等規制法の一部改正でございますけれど
も、今回はここにありますように、中間貯蔵とい
うものを位置づけするというのが明記されてお
ります。

中間貯蔵をどう考えるのかというのが質問でござ
います。これを厄介者、お邪魔虫を一時的に避
難させるんだと考えるのか、あるいはもつと前向
きに貴重な国産リサイクル資源の貯蔵と考えるの
か、私は当然後者だと思ふんですけれども、この
辺についての御見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 日本というのはエネル
ギー資源の大宗を輸入に依存しております。長期
的なエネルギーの安定供給及び放射性廃棄物の適
切な処理処分観点から、使用済み燃料を再処理
いたしまして、回収されるプルトニウムなどを利
用する核燃料サイクル政策を推進しているところ
でございます。

平成九年二月の閣議了解において、使用済み燃
料はプルトニウムなどの有用資源を含むことか
ら、再処理するまでの間適切に貯蔵することとし、
原子力発電所外の施設における貯蔵についても検

討を進めるとされております。

通産省といたしましても、使用済み燃料の中間
貯蔵を貴重な国産リサイクル資源の貯蔵と位置づ
け、使用済み燃料を再処理するまでの間、原子力
発電所外において適切に貯蔵するため、所要の規
定を整備する原子炉等規制法の改正法案を本国会
に提出したものでございす。

○加納時男君 ありがとうございます。

今の大臣のお言葉の中で、貴重な国産リサイク
ル資源という明確な位置づけがありましたので、
ぜひそういう観点でこれを取り扱っていただけれ
ばと思つております。

ちよつと話は飛ぶんですが、これに関連
しまして、原子力長期計画というのがあります。
原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画と
いうものであります。これが近々改定されると
承つておりますので、恐らく通産省も科学技術庁
もこれを準備していらつしやるんだろうと思ひま
す。

原子力で一番気になりますのは、なかなか国民
の間で必要性、原子力は必要だというのが不安だ
というのかみ合つていないところがまだ少し見
られるようであります。ある人は必要だと言ひ、
それに対して不安だと言ひ。不安だと言ひの対
して必要だと言ひても全然答えになっていない。
そこに私はどうもこの議論の不毛なところがある
んじゃないかと思つております。

世の中で科学技術、役に立つものは必ず潜在的
な危険性、リスクがあると思ひます。先ほどのP
RTRじゃないですか、化学物質も役に立
つものは必ずリスクがあると思つてゐます。では
リスクがあるものは全部拒絶するのかという、
リスクをしっかりと正面からとらえて、技術的に
社会的にコントロールしていくことだろう
と思つております。

そういう意味で、例えば今回の原子力長期計画
の改定に当たつてぜひ希望したいことは、こう
いった原子力の必要性和不安というものを、ただ
すれ違ひのような議論で終わらせてしまふんじや

なくて、原子力の持つてゐる光の面、それから影
の面、というのは潜在的危険性であります。それ
から影の制御、つまり技術的、社会的コントロール、
こういうことを正面から明確にもつと打ち出
してもいいんじゃないかと思ふんですけれども、
その辺はいかがでございしようか。

○政府委員(福川泰弘君) 原子力発電につしまし
ては、安定供給あるいは環境問題という側面のほ
かに、御指摘のような安全性の問題、さらには将
来的な管理をするためのバックエンド対策とい
うような課題があると理解をいたしてございす。
特に、このバックエンド対策につきましては、原
子力委員会、科学技術庁、通産省、政府一体とな
りましてこの課題の解決に向けて精力的に取り組
んでゐるところでございす。

原子力委員会においては、現在、原子力政策円
卓会議などでの議論を踏まえながら、今後原子力
開発利用長期計画の改定の審議が進められるもの
と承知してございすけれども、御指摘のござい
ましたようなこの原子力政策の影の部分あるいは
課題を明らかにいたしまして、これらの対策を明
確化していくことが今後の原子力に関する国民の
御理解を深める上でも大変有意義である、かよう
に理解をいたしてございす。

○加納時男君 ありがとうございます。

そこで、今お話があつたことなんですけれども、
確かに原子力委員会、原子力安全委員会、科学技
術庁、そして通産省、資源エネルギー庁、こうい
うところでやつていくというのは私はいいと思ふ
んですけれども、実はそこに落とし穴があつたよ
うな気がします。

現実には、地元の方々とお話をし、市長さんだ
とか町長さん、あるいは議会の方、地元の方、い
ろいろなお話を聞いていきましたと、彼らの考へて
いらつしやる地域とエネルギーとの共生に当たつて
は、科学技術庁とか通産省マターでないのが結構
あるわけでありま。例えば農水マターあるいは
運輸マター、インフラの話です、建設、運輸、国
土、いろんな省庁にまたがるものがあります。

そこで、一つの考え方として、せっかく原子力長計をつくるならば、今までは直接関係していなかったようだけれどもよく考えたと関係する、例えば文部省であるとか国土庁であるとか建設省とか農水とか運輸とか環境とか、最後にでさ上がったところで意見をもうらうんじやなくて、途中段階でもどどん参加をしてもらって、政府としての総合計画にしていかなきゃいけないんじゃないかというのを痛感するんですけれども、いかがでしょうか。(そのとおり)と呼ぶ者あり)

○政府委員(稲川泰弘君) 御指摘のとおり、原子力につきましては、通産省としても、政府全体としてこれに取り組み、原子力を促進することが重要であるという認識でございます。

特に、電源地域における地域振興を実現していくことは立地促進には不可欠でございます。その意味で、立地地域との真の共生を図るという趣旨から、今回の予算措置におきましても、雇用創出につながる産業振興策に重点を置いて、新たな交付金制度を創設するなどの施策の強化を図ってまいります。

他方、交通インフラなどの整備につきましては、関係省庁の協力を得ることが必要でございます。既に電源開発調整審議会の立地部会という場がございます。広域のこうした各省協力、政府全体の取り組みを議論する場がございますが、今後とも関係省庁に働きかけていくこととしてございます。

今後、この原子力開発利用長期計画の改定に際して、地域振興に関する議論がさらに深まってくことを期待しているところでございます。

○加納時男君 今、電調審の立地部会と言われました。確かに、十二省庁ですか、集まってやる非常にいい場だと思うんですが、心配なのは、この電調審が今回、行政改革もあって廃止になるんじゃないかと言われているわけですが、例えばこの立地部会のような機能はどこかでやっぱり持たなきゃいけないと思うんです。それが例えば総合エネルギー調査会、これは残る方だと思うん

ですけれども、そこに入っちゃったとするとエネルギーマターで小さくなってしまおうというので、先ほど民主党の同僚委員からも励まされましたけれども、こういう政府トータルとしての計画はぜひ必要だと思えます。あるいは国会で議論するとかいふことも大事だと思えます。ぜひとも総合的な視野で取り組むように、これは大臣にぜひお願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、電気事業法の改正が大臣の所信の中にございますので、若干、きょうは一つ二つだけ承りたいと思っております。

ゼネラル石油という石油会社があるんですけれども、最近、これが独立系電気事業者、IPPとして入札をしたわけです。五十五万キロワット、燃料は、石油精製から出てくる最後のガスですけれども、残滓を使つて、それでガス化発電をする。環境はクリアします。値段は安いです。とてもいいお話だったので、入札して、落札して、川崎の方なんですけれども、五十五万キロワットできるはずだったんですが、ドタキャン、ドタキャンなんてこういう席で言っちゃいけない。土壇場でキャンセルを食っちゃったわけでありまして、あれはできません。これは新聞で大きく取り上げられたわけでありまして、これは一体どういうふうにお考えになるのか。

例えば五十五万キロワットというのは、これはただごとでない、大きな電源だと思うんです。それが、ただ採算が合わなくなったからやめたという、こんなことでいいんだらうか。

通産省としての、あるいは大臣としての御感想をぜひ承りたいと思えます。

○政府委員(稲川泰弘君) 御指摘のありました今回の落札された発電所につきましては、電力会社自身の発電所と同様に一定規模以上のものがございますから、当然環境アセスメント手続を経ることとなっております。IPPだからといって環境対策において特別扱いされる性格のものではないと思えます。

したがって、入札段階から必要な環境対策を盛り込んだ計画を策定して、その前提で応札したものだというふうな我々としては考えてございました。

ただ、詳細設計の段階で、所要費用の見込みが当初の計画を大幅に上回ってしまうという、いわば通常では考えられない事例であると承知いたしてございます。いわば特殊な事例であろうということでございます。

今後、電力の発電コスト低減の観点から導入された入札制度による落札電源につきましても、環境アセスメントの適切な実施等の環境対策には万全を期していきたい、かように考えてございます。

○加納時男君 大臣が先週お話しになったもの、所信表明を丹念に読んでみたんですけれども、例えば電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案の前に目的が二行ほど書いてあるんですけれども、そこにはコストしか書いてないんですね、「国際的に遜色のないコスト水準を目指し」とか「競争原理の導入」。

こういうことでおやりになるというのは一つの考えだと思ふんですけれども、私は、エネルギー政策としてはこれでは不十分だということを去年の九月のこの経済・産業委員会でも大臣がはっきり約束していらつしやると思うんです。ともかくコストとそれからセキュリティ、エネルギーの安全保障と環境適合、これは重要な柱だということを通産大臣ははっきりとおっしゃっていると思うんです。

今回の電気事業法の改正の部分は、これはコストの話だと読めないことはないから、別に意地悪な質問をしているつもりはないんですけれども、私は、どうも環境の問題をどこかにやっちゃって、安ければいいといったような風潮があるのは非常にゆゆしい問題ではないだろうかと思っております。

今、資源エネルギー庁長官は、環境アセスではイコールフットイングであると、一般電気事業もIPPも同じように環境アセスメントをやるとおっしゃったけれども、それは当たり前のごと

あります。かねて私も中環審の委員をやつていて、十五万キロワット未満の小さなものに対する簡易アセスというのはおかしい、環境に対してはすべて同じようにしてシビアに見ていかなきゃいけないということを申し上げてきたつもりであります。

そういう意味で考えていくと、どうもこのIPPというの、頭から環境にインパクトの大きいものばかりが出てきているのではないかな。出てきたものを見ると、ほとんどが石炭とかそれから石油、それも残滓、これが圧倒的にあるわけ

あります。私は、石炭だつて残滓だつて環境を守ればいいと思つてゐるし、あらゆる対策をとつてコストが安ければいいと思つても、余りにも安易に、ともかく場所さえとればいいといつてやつてきたのがエクソンというアメリカの非常に目先の収支にたけたのが親会社になったのでキャンセルになったんだというのが本当にじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 簡潔にお答え申し上げます。今回の改正法案は、競争の導入によつて電気事業の効率化を進めることを目的とするものでございますが、その際、エネルギーセキュリティや地球環境保全等の公益的課題を前提として、新規参入者に対し、電力会社のネットワークを借り受ける際には公平な負担を求める、こういうことが改正案の趣旨でございます。

○加納時男君 ありがとうございます。私は、大臣がおっしゃつたとおり理解をしたと思つております。

たまたま先週の前所信表明を見たコストしか書いてないんで、大臣はまさかお忘れになつてゐるわけじゃないんですけれども、多分、部下の方が忘れたんじゃないかと思つたもので、念のために申し上げました。失礼をいたしました。

今後、いろいろ電気事業、あるいは原子力、エネルギー関係の問題もこの委員会が討議されてくるかと思つております。今、大臣がはっきりお約

東いただいたコストとセキュリティと環境適合性、この三つを十分に踏まえた総合的なエネルギー政策を推進していただくことをお願いして、時間はちよつと、五十秒ほど残りましたけれども、終わらせていただきたいと思ひます。

○煙恵君 トリを務めさせていただきます自由民主党の煙恵でございます。

本日に長時間の御審議、お疲れさまでございます。

先日の大臣所信を伺っておりますが、経済再生に取り組まれるさまざまな施策が、大所高所から述べられておりました。本日は、私ときで恐縮でございますけれども、常々考えております三点、経済再生に向けた私なりの施策を御提案申し上げます。ながら、御意見を伺つてまいりたいと思ひます。ただ、私に与えられた時間が二十数分でございます。十項目ほどございますので、大変恐縮ながら一分めどぐらいでお答えいただくと大変ありがたいと思ひます。

まず一点目は、知的財の担保化の促進ということでございます。

先ほど、加納議員の方からも特別保証枠の拡大など、中堅・中小、ベンチャー向けの金融対策、効果は大であったという御報告がございました。私自身もそう思ひますが、これからはやはり根本的な措置として、土地ですとか有価証券といった目に見えらる資産ではなくて、先ほど水野議員もおっしゃられた、まさにソフト、知的財の価値を正當に評価して、その価値に対して融資ですとかあるいは投資をしていく、そういう環境を整備することが肝要だと常々考えております。

まず、この知的財を担保とする貸し付けということについて、現在政府はどのような施策を行つていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 例を申し上げますが、例えば中小企業金融公庫におきましては、民間金融機関が通常担保の対象としない特許権やソフトウェアを担保の対象とするなど、担保の範囲のとり

方、評価を弾力的に行つております。また、日本開発銀行においても、ベンチャー企業を対象に、特許権等の知的財産権を融資の担保としている例があると承知しております。

○煙恵君 ありがとうございます。

政府系金融機関で既に実施されているということ、それ自体評価させていただきたいと思ひますが、ぜひ一般の金融機関全体にもこうした知的財を担保とする融資を定着させるべきだと思ひます。

それに先立ちましては、やはりこの知的財の価値を評価する、しかも的確かつ迅速にそれを行わなければならないということ、日本では残念ながらそうしたスキルを持つている人材というのが非常に枯渇しているのが現状だと思ひます。

そこで、この知的財の価値評価を行える人材の育成ということなんですから、政府はどのような措置を行っているか、また今後必要だと考えていらっしゃるのかどうか、お答えいただけますでしょうか。

○政府委員(伊佐山建志君) 御指摘のとおり、価値評価を行えるような人材の育成というものを私も極めて重視いたしております。ただ、一般的に申し上げますと、日本の場合にそういう事業に取り組む数が少ないということもございまして、まずは知的財産権取引に従事する人たちのリストをインターネットで流させていただく、社会的な認知をまずしていただく。それから、そういう方々に私どもの持つております知見というものを積極的に移転する、そのためにセミナーを開催する。それから、私も内部で蓄積しております知的財産権の価値の評価についての手法、こういうものにつきますけれども、そういう方々に御理解いただくというようなことを行うことによって、少しでもそういう人材が育つていくことを期待いたしております。

それから、欧米の場合にはこういう人たちがかなりいるわけでございますので、欧米におきまして非常に経験の豊かな人をお呼びいたしましたので、そ

ういう人材育成というものにどういう有効な施策があるかというようなことのアドバイスをいただきたいということ、これは来年度におきましてそういった仕事もさせていただければと思つております。

○煙恵君 長官から大変心強い今お答えをいただきました。とにかく特許庁が今実際に有しているその知的財に関するデータベースというの、電子化が非常に進んでいて、世界でも最高峰と言つて全く過言ではない今データベースができていて思ひますし、ぜひそれを駆使して今後とも頑張つていただきたいと思います。御期待いたしております。

では、変わります。今度は情報家電、あるいはデジタル家電という言い方もしますけれども、この分野の発展に向けての国家的な支援ということについて伺つてまいりたいと思ひます。

テレビやプリンターのみならず、将来的には家庭電化製品全体がインターネットとネットワーク化される時代がやってきて、こういうものを情報家電と呼ぶわけでございますけれども、二十一世紀において最も成長が期待される分野の一つでございます。しかも、私も日本というのは家電王国でございますので、この分野で世界の先陣をこれから走るといふことができれば、もう一度ジャパン・アズ・ナンバーワンに返り咲ける可能性はあるという、やはりこれからの世界経済戦略上、私自身は切り札中の切り札と思つておるんですけれども、恐らくそうした考え方は共通して持つていただいているのではないかとと思ひます。

そこで、今月の四日ですが、東芝とソニー・コンピュータエンタテインメントが共同で開発しましたプレイステーション2用のその心臓部にあります高性能のCPU、これを生産するために両社が合弁会社を設立するといふ発表がございました。東芝とソニーの合併といふのは非常にダイナミックな動きでございますし、日本でも米国に引けをとらないような非常に新たな時代の幕が切つて落とされたのだと私は感慨深く思つたのでござ

います。

もちろん、御案内のとおり、決して今、ゲーム機というのは単なるビデオゲームをするだけのものではございませんで、まさにデジタル時代の家庭用端末の最有力のプラットフォームでございます。しかも、この中に内蔵されます新しい高性能のCPUというのは決してプレイステーション2の時代だけではないと、インターネットが先日、同時期に最新鋭のペンティアムⅢというCPU、これを発表したんですけれども、これと比べまして四、五倍の処理速度という圧倒的な性能を誇つております。現在世界を席巻していますのはウィンドウズとインターネットが連合したウィンドウズとインターネットが連合したウィンドウズといふ、まさに世界の大舞台に堂々と、殴り込みをかけると言つたら言葉はよくないのかもしれないけれども、切り込んでいくという非常に壮大な試みだと思ひます。金額だけ見ましても、ソニーはこのプロジェクトに今後一、二年で総額一千二百億円を投資する見込みだということでございます。

それで、別に何の借りもないんですけれども、とにかくこうしたダイナミックな動きというのは夢と希望に満ちております。ただ、さらに大きなリスクにも満ちておりますので、やはり国として思い切つた支援を行つて、今後、この二社だけではなくて、世界戦略に打つて出ようという後続組が次々と名乗りを上げたいと思ふような、そういう環境をつくつていくべきだと思うんですけれども、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 今出ておりますゲーム機器というのは、例えばゲーム機器をデジタルの一つの機械として考えますと、非常に大きな可能性を秘めております。

一つは、先生御指摘のように、ゲーム機器でありながらインターネットにつながる機能を持つていたゲーム機器もございまして、実際、私も見てみましたが、なかなかよくできておりますし、処理速度も速いし、画面もきれいだ。

それから、今先生が言われました新しいCPUを使ったということは画期的なことではないでしょうか。今までは特定の業者に偏りがちだったCPUに関して、ゲーム機器の開発というものを通じて非常に新しいものができたということは日本にとつては大変いいことだろうと思っております。

これに対して具体的に大変な大きな設備投資が行われるわけでございますし、ゲーム機器とはいえず、他の分野に発展する可能性が大変高いものでございますし、CPUについては、計算機、コンピュータに使う可能性も出てくるんだらうと思っております。

我々はやはり、どちらかというと、そういうCPUの面でもあるいはソフトの面でも若干他の国におくれをとっているという感じが実はございまして、アメリカなどでは現段階での状況にまだ満足をしていない、次の世代に向かってハードの面でもソフトの面でも再挑戦しようという機運が出てきているようでございます。日本もたくさんの人材を持ち、たくさん優秀な研究所、企業を持っているわけですから、新しい地平線に向かって進むという決意がないとさらに立ちおくれるということになると思っております。

今回開発されましたいろいろなCPUやチップというのは、次の世代を示唆する私は大変大事な技術だろうと思ひまして、特にペンティアムⅢよりも速いというのはきょう初めて伺いましたので、そういう意味では私は大変有望な技術だろうと思っております。

○畑恵君 大臣は御自身でパソコンも組み立てられてしまふぐらいの、こうした分野には大変な御造詣の深い方でございますので、釈迦に説法で大変恐縮だったんですけども、大臣がそのように、こういうことを今御自身の言葉で評価してくださるというだけでも大変なインセンティブになると思ひますので、ぜひマスコミの前でもどんどん言っていたきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

こうした動きと並びまして、先日、松下電器

のH-Iハウスというモデルハウスを視察させていただきまして。これは広瀬局長が既に御視察なさっていらつしやいます。H-IのHはホーム、Iはインフォメーションとインフラストラクチャーでございます。デジタルネットワーク時代の二〇〇三年ごろの家庭生活を想定したモデルハウスでございます。情報家電が私たちのライフスタイルをいかに変えるかというのを、目で、体で感じさせてくれる大変興味深いモデルハウスでございます。ちなみに野田郵政大臣はごらんになったというところでございまして、もしお時間がございましたら、ぜひ通産大臣もその目で確かめていただければ大変ありがたいと思ひます。

それにつけても、今後情報家電の成否を決定づけますのは一にも二にも消費者でございます。彼らの理解なしに情報家電の成功はあり得ない。けれども、日経新聞ですとか、そういうわかり人間の間ではデジタル家電というのは割合とフイーバーしているんですけれども、どうも一番便利さを受容する消費者の方はデジタルについて何のことかというところがまだまだあるように思ひてなおります。

このデジタル家電時代のイメージを具体的に広報する措置というのは政府の方では何かなさつていらつしやるんでしょうか。

○政府委員(広瀬勝貞君) 先生御指摘のように、情報家電というのは、目に見える形で国民生活の質的向上を図るという観点から大変期待をされますし、それからコンピュータの世界で考えましても、先ほどゲームのお話でございましたけれども、それと並んで日本の非常に得意な分野の家電について情報化をしていこうということでございます。それから意味で、ゲームと並んで、これからいろいろデファクトスタンダードをとっていくいい分野ではないかということで、我々産業政策の観点からそういう面から非常に期待をしているところでございます。

そういう場合に、消費者がいかにこれがすぐれたものかということを理解していただいで使つて

いただくということが非常に大事な点でございます。そのことを我々も常々思っております。実は平成十年度の補正予算を活用いたしまして、家庭等の情報化推進事業というのに取り組んでおりますけれども、その中では、技術開発ということだけに訴えていくあるいは消費者の皆さんからいろいろ意見をもらつていく、そういうことで消費者との対話において推進をしていこうというふうなことを考えております。このあたりは、御指摘のようではないかというふうに考えております。

これからの情報家電を進めるに当たりましては、いろんなライフスタイルの提案とかコンテンツの提案といったようなことを通じまして、消費者の気持ちを引きつけながら対策を講じていきたいということを考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○畑恵君 もう既にコンテンツ、ライフスタイルの提案ということと局長がおっしゃられましたけれども、まさに何がサービスとして提供されるのか、コンテンツがどういふことかという、その部分が大事でございまして、情報家電はそれを流すインフラの部分、パイプの部分でございまして、流れるものが大切と。

要するに、情報家電によつて流れる各種のサービス、これを育成しないと情報家電の発展もないというところでございまして、例えば在宅医療ですとかホームセキュリティですとか、また近隣の小売店と連動しての電子御用聞きといふように家電の宅配サービス、さまざまなものが考えられますけれども、こうしたサービス産業の育成というところについてはどのような措置を考えていらつしやいますでしょうか。

○政府委員(広瀬勝貞君) まさに御指摘のとおりでございます。家庭に幾ら立派な電子端末を置いていてもアプリケーションがないと情報家電の真価が発揮されないわけでございます。そういうアプリケーションをつくっていくかということがこ

の政策の大変大事なポイントだろうと思っております。

お話がございましたように、在宅医療とかホームセキュリティとかそういったことももちろんでございますけれども、私どもとしましては、電子商取引の推進というのを今速次やらせていただいておりますけれども、そういう中であらゆるアプリケーションの開発を進めております。また、開発だけではなくて、これも実証実験を含んでやっております。そういう中で、家庭にきつと受け入れられるあるいは国民生活を豊かにするようアプリケーションが統々と出てくるのではないかとこのように期待をしております。また、そういう方向で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○畑恵君 ぜひ各メーカーとも連動しながら施策に励んでいただきたいと思ひます。

例えば、二〇〇〇年から体系が変更になるんだそうでございますけれども、バーコード、これも恐らく情報家電に非常に役立つと思ひますので、ぜひその有効活用について考えていただきたいと思ひます。

また、既に建っている家の中にラインを引く、ネットワークを引くのは非常に難しいので、必然的に無線の拡充ということが必要なんですけれども、これになりますと周波数の問題も出てきます。各省連携がまた大切になってきますので、ぜひ頑張つていただきたいと思ひます。

三番目、おしまいに、サプライ・チェーン・マネジメントについて若干伺いたいと思ひます。

経済が成長期に入つて、かつ急速に今グローバル化、情報化が進んでいる中で、日本企業が国際競争力を持つためには、さまざまなロスをできる限り削減して、そして商品供給の質とスピードを向上させて必要最小限の在庫でかつ販売機会損失を回避できる、夢のようなシステムでございまして、このサプライ・チェーン・マネジメントの早期導入が望まれるところでございます。政府としては今どのような措置をとつていらつしやいます

でしょうか。

○政府委員(岩田清泰君) 御指摘のとおりでございます。大量生産、大量供給の時代が転換をいたしまして、個々の消費者ニーズを適切に反映した商品の提供のために、企画、生産、販売、一貫した供給の仕組みをつくるという意味でサプライ・チェーン・マネジメントは極めて重要な課題になっておるわけでありまして、

こうしたものをつくるためにはどうしても情報システム化の技術を使うことが不可欠でございます。私どもとしては、従来からこのバーコード、いわゆるJANコードの普及あるいはPOSの普及というようにいわば一つの部品の普及に努めてきたわけですが、さらに加えて、電子商取引の標準化のために標準EDIというようなものの開発を平成八年度までかけて終わりました。その後、二年間をかけて実証実験を行ってまいりました。

こういうものを、平成十年度からはもうもの補正予算をいただきながら、電子・電気、自動車、流通等々の幅広い業態のサプライ・チェーン・マネジメントの開発を推進いたしますとともに、小売まで視野に入れますと、業種横断的な意味合いでこの流通EDIを使つて皆さんが共通の言語で会話を、会話といいますがまさに受発注をする、そういう仕組みをつくっていく、このことが極めて重要であると思ひ、私もSPEDプロジェクトと名づけて、現在それに取り組んでおるところでございます。

○畑恵君 これまでのEDIの積み上げというのはよく存じておりますけれども、たしか先ほどSPEDプロジェクトと言われた、消費者起点サプライチェーン推進開発実証事業という、こちらは昨年の三次補正で十二億円ということなんですけれども、来年度ゼロなんです。

これに参加した企業の方から直接伺った話では、いや非常に将来性があるので、あと一けたふえるんじゃないかと思つていたらゼロになつたやつたところがありまして、そういう意味で大

変がつかかりしていらつしやいますから、私どもも頑張りますので、もう一度ぜひ復活をして、こういうところにはどんな予算をつけて後押しをしていただきたいと思います。

さて、特にサプライ・チェーン・マネジメントの中で主眼となりますのは流通コストの削減でございます。現在、日本のGDPに占める流通コストの割合はおよそ一％と言われておりますけれども、これがサプライ・チェーン・マネジメントの導入によつて約三〇％削減できるという予測もございまして、実に画期的な効果が望めるわけですが、これも、実際に画期的な効果を実現するためには、例えば運送でございますと効率化が必要、現在はトラックなど貸し切り輸送が中心になっておりますし、やはり運送業界の再編などというようにすることも必要ではないかと思ひます。諸課題があると思ふんですが、この点について特に特筆すべきことがございまして、お教えいただけますでしょうか。

○政府委員(岩田清泰君) 物流とか運送業界のことにつきましては、私も所管外でございますが、コメントはむしろ差し控えた方がよろしいと思ひますが、いずれにいたしましても、私も、このサプライ・チェーン・マネジメントを導入いたしますためには、業種あるいは企業の壁を越えたシステムづくりということが大事でございます。

残念ながらと申しますか、現状を見ますと、業種あるいは企業ごとに既に確立いたしました個別の情報システムを採用されておるわけでございまして、そのことがむしろ壁を越えたサプライ・チェーン・マネジメントの構築には一つのまたこの壁になっておる、こういう状況でございます。

そこで、極めて基本的であり、かつなかなか解決の難しい課題が一つございまして、それはまさに意識改革の問題でございます。広く産業界の方々がこういうサプライ・チェーン・マネジメントなどというようなのは業種を越えた経済社会における一種のインフラである、したがつて自分の会社、企業グループだけの問題ではない、そ

いうものをつくるのが実は社会のコストを下げることにつながるんだと、自分の利益にもなるんだという意識を持つていただけるかどうか、これが極めて重要でございます。先ほど御指摘いただきました第三次補正予算の中のプロジェクトの取り組みにつきましては、この意識改革につながるような、業種を幅広くとらえるようなプロジェクトの採択という方向で、私もぜひ取り組みたいと考えておるところでございます。

そういう意識改革を前提としながら、先ほど申しました流通標準EDIのようなものを使いまして、全体として各産業界の取り組みを私どもとしてもその普及を図つて支援していきたい、こういうふうにご考えておるところでございます。

○畑恵君 時間もなくなつてしまひましたけれども、まさに今のお言葉に尽きておると思ひます。本日に革命的な意識改革というのが必要だと思ひますし、業種を越えるということはある意味で省庁間の壁を越えることになりまして、ぜひ連携をとつて頑張つていただきたいと思います。

あと、本日はぜひ大臣のお言葉を伺いたかつたんですけれども、今、二、三と伺ひましたすべてに共通していることは、通信料金がインターネット系になつていないといずれも決して発展は望めないというところがございまして、現在の高どまりしている、定額制になつていないインターネット通信料金というのは非常に大きな阻害要因になつておると思ひますので、ぜひ関係省庁とも連携をとられて、大臣の力でここに突破口をあけていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○委員長(須藤良太郎君) 本件に対する質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後四時五十四分散会

【参照】
ものづくり基盤技術振興基本法(案)

目次

前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 ものづくり基盤技術基本計画(第九条)

第三章 基本的施策(第十条―第十八条)

附則

ものづくり基盤技術は、我が国の基幹的な産業である製造業の発展を支えることにより、生産の拡大、貿易の振興、新産業の創出、雇用の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、国民生活の向上に貢献してきた。また、ものづくり基盤技術に係る業務に従事する労働者は、このようなものづくり基盤技術の担い手として、その水準の維持及び向上のために重要な役割を果たしてきた。

我々は、このようなものづくり基盤技術及びこれに係る業務に従事する労働者の果たす経済的社会的役割が、国の存立基盤を形成する重要な要素として、今後においても変わることのないことを確信する。

しかるに、近時、就業構造の変化、海外の地域における工業化の進展等による競争条件の変化その他の経済の多様かつ構造的な変化による影響を受け、国内総生産に占める製造業の割合が低下し、その衰退が懸念されるとともに、ものづくり基盤技術の継承が困難になりつつある。

このような事態に対処して、我が国の国民経済が国の基幹的な産業である製造業の発展を通じて今後とも健全に発展していくためには、ものづくり基盤技術に関する能力を尊重する社会的気運を醸成しつつ、ものづくり基盤技術の積極的な振興を図ることが不可欠である。

ここに、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、ものづくり基盤技術が国民経済において果たすべき重要な役割にかんが

み、近年における経済の多様かつ構造的な変化に適切に対処するため、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、ものづくり基盤技術の水準の維持及び向上を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ものづくり基盤技術」とは、工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用性を有し、製造業の発展を支えるものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「ものづくり基盤産業」とは、ものづくり基盤技術を主として利用して行う事業が属する業種であつて、製造業又は機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種（次条第一項において「製造業等」という。）に属するものとして政令で定めるものをいい、「ものづくり事業者」とは、ものづくり基盤産業に属する事業を行う者をいう。

3 この法律において「ものづくり労働者」とは、ものづくり事業者に雇用される労働者のうちものづくり基盤技術に係る業務に従事する労働者をいう。

(基本理念)

第三条 ものづくり基盤技術の振興は、ものづくり基盤技術が製造業等に属する事業において供給される製品又は役務の価値を高める重要な要素であり、そのものづくり基盤技術はものづくり労働者によって担われていることにかんがみ、ものづくり基盤技術に関する能力を尊重する社会的気運を醸成しつつ、積極的に行われなければならない。

2 ものづくり基盤技術の振興に当たっては、ものづくり基盤技術の中心的な担い手であるものづくり基盤技術に係る業務に必要な技能及びこ

れに関する知識について習熟したもののづくり労働者（第十三条において「熟練ものづくり労働者」という。）が不足していることにかんがみ、ものづくり労働者の確保及び資質の向上を図らなければならない。

3 ものづくり基盤技術の振興に当たっては、ものづくり事業者の大部分が中小企業者によつて占められていることにかんがみ、中小企業者であるものづくり事業者（第十五条において「中小事業者」という。）の経営基盤の強化及び取引条件に関する不利の補正を図られなければならない。

4 ものづくり基盤技術の振興に関する施策は、ものづくり事業者、ものづくり労働者又はこれらに関する団体が自主的な努力を助長することを旨として講じられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、ものづくり基盤技術の振興に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、ものづくり基盤技術の振興に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(ものづくり事業者の責務)

第六条 ものづくり事業者は、その事業を行うに当たっては、ものづくり基盤技術に関する自主的な研究開発の実施によるほか、ものづくり基盤技術に関する能力の適正な評価、職場環境の整備改善その他ものづくり労働者の労働条件の改善を通じて、ものづくり基盤技術の水準の維持及び向上に努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府がものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 ものづくり基盤技術基本計画

第九条 政府は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ものづくり基盤技術の振興に関する基本的な計画（以下この条において「ものづくり基盤技術基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 ものづくり基盤技術基本計画は、次の事項について定める。

一 ものづくり基盤技術の振興に関する基本的な方針

二 ものづくり基盤技術の研究開発に関する事項

三 ものづくり労働者の確保等に関する事項

四 ものづくり基盤産業の育成に関する事項

五 ものづくり基盤技術に係る学習の振興に関する事項

六 その他ものづくり基盤技術の振興に関し必要な事項

3 政府は、ものづくり基盤技術基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

4 政府は、ものづくり基盤技術をめぐる経済的社会的状況、政府がものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、ものづくり基盤技術基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 第三項の規定は、ものづくり基盤技術基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(ものづくり基盤技術の研究開発等)

第十条 国は、ものづくり基盤技術の水準の向上を図るため、ものづくり基盤技術に関する研究開発の実施及びその成果の普及、技術の指導、技術者の研修、特許権その他の工業所有権に関

する指導及び情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(ものづくり事業者と大学等の連携)

第十一条 国は、ものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用の促進並びに研究開発に係る人材の育成に資するため、ものづくり事業者と大学、高等専門学校及び大学共同利用機関（以下この条において「大学等」という。）との有機的な連携を図られるよう必要な施策を講ずるものとする。この場合において、大学等における学術研究の特性に常に配慮しなければならない。

(ものづくり労働者の確保等)

第十二条 国は、ものづくり労働者の確保及び資質の向上を促進するため、ものづくり労働者について、次の事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。

一 失業の予防その他雇用の安定を図ること。

二 職業訓練及び職業能力検定の充実等により職業能力の開発及び向上を図ること。

三 ものづくり基盤技術に関する能力の適正な評価、職場環境の整備改善その他福祉の増進を図ること。

(熟練ものづくり労働者の活用等)

第十三条 国は、熟練ものづくり労働者（熟練ものづくり労働者であつた者を含む。以下この条において同じ。）の有する技能及び知識の有効な活用並びにものづくり基盤技術の継承を図るため、熟練ものづくり労働者に対する技術指導業務の委嘱等必要な施策を講ずるものとする。

(産業集積の推進等)

第十四条 国は、ものづくり基盤産業における事業活動の効率化、高度化等を図るため、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域における工業団地等の施設の整備、ものづくり事業者の交流又は連携の推進等ものづくり事業者の新たな集積の促進又は既存の集積の有する機能の強化に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、ものづくり基盤産業における新規創業

等の円滑化を図るため、ものづくり事業者に対する施設、人材、情報等の提供、資金の円滑な供給等新規創業等に係る支援機能の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業の育成)

第十五条 国は、中小事業者の経営基盤の強化を図るため、新たな設備の設置その他資本整備の高度化、生産管理の合理化等に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中小事業者の取引条件に関する不利を補正するため、その下請取引の適正化に関し必要な施策を講ずるものとする。

(学習の振興等)

第十六条 国は、青少年をはじめ広く国民があらゆる機会を通じてものづくり基盤技術に対する関心と理解を深めるとともに、ものづくり基盤技術に関する能力を尊重する社会的気運が醸成されるよう、小学校、中学校等における技術に関する教育の充実をはじめとする学校教育及び社会教育におけるものづくり基盤技術に関する学習の振興、ものづくり基盤技術の重要性についての啓発並びにものづくり基盤技術に関する知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力)

第十七条 国は、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすため、ものづくり基盤技術に関し、開発途上地域に対する技術協力等国際的な技術協力の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第十八条 国は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の適正な策定及び実施に資するため、ものづくり基盤技術の関係者等の意見を国の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

ものづくり基盤技術が国民経済において果たすべき重要な役割にかんがみ、ものづくり基盤技術の水準の維持及び向上を図るため、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三月五日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業支援策の充実強化に関する請願
(第五八〇号)

第五八〇号 平成十一年二月二十三日受理

中小企業支援策の充実強化に関する請願

請願者 長野県諏訪郡下諏訪町小湯の上

三、六〇六 小林千秀

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二七九号と同じである。

平成十一年三月二十三日印刷

平成十一年三月二十四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P